

平成31年第1回幸田町議会定例会会議録（第1号）

議事日程

平成31年3月4日（月曜日）午前9時06分開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸報告
- 日程第4 町長の施政方針
- 日程第5 第1号議案 幸田町監査委員の選任について
第2号議案 幸田町固定資産評価員の選任について
第3号議案 幸田町教育委員会委員の任命について
- 日程第6 第20号議案 平成30年度幸田町一般会計補正予算（第4号）
第21号議案 平成30年度幸田町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
第22号議案 平成30年度幸田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
第23号議案 平成30年度幸田町介護保険特別会計補正予算（第3号）
第24号議案 平成30年度幸田町幸田駅前土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第7 第4号議案 幸田町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
第5号議案 幸田町職員の自己啓発等休業に関する条例の一部改正について
第6号議案 愛知県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び愛知県市町村職員退職手当組合同約の変更について
第7号議案 幸田町消防団条例の一部改正について
第8号議案 幸田町火災予防条例の一部改正について
第9号議案 幸田町国民健康保険税条例の一部改正について
第10号議案 幸田町母子家庭等医療費の支給に関する条例の一部改正について
第11号議案 幸田町指定地域密着型サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について
第12号議案 幸田町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について
第13号議案 幸田町水道事業布設工事監督者及び水道技術監理者に関する条例の一部改正について
第14号議案 幸田町法定外公共物の管理に関する条例の一部改正について
第15号議案 幸田町道路占用料条例の一部改正について
第16号議案 幸田町と蒲郡市との間における幸田町公共下水道事業の事務委託に関する規約の変更の協議について
第17号議案 字の区域の変更について
第18号議案 工事の請負契約について
第19号議案 町道路線の認定について
第25号議案 平成31年度幸田町一般会計予算
第26号議案 平成31年度幸田町土地取得特別会計予算

- 第27号議案 平成31年度幸田町国民健康保険特別会計予算
 第28号議案 平成31年度幸田町後期高齢者医療特別会計予算
 第29号議案 平成31年度幸田町介護保険特別会計予算
 第30号議案 平成31年度幸田町幸田駅前土地区画整理事業特別会計予算
 第31号議案 平成31年度幸田町農業集落排水事業特別会計予算
 第32号議案 平成31年度幸田町水道事業会計予算
 第33号議案 平成31年度幸田町下水道事業会計予算

本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

出席議員（16名）

- | | | |
|------------|-----------|-----------|
| 1番 足立初雄君 | 2番 伊與田伸吾君 | 3番 稲吉照夫君 |
| 4番 鈴木重一君 | 5番 水野千代子君 | 6番 都築一三君 |
| 7番 鈴木雅史君 | 8番 中根久治君 | 9番 浅井武光君 |
| 10番 大嶽弘君 | 11番 池田久男君 | 12番 笹野康男君 |
| 13番 丸山千代子君 | 14番 伊藤宗次君 | 15番 酒向弘康君 |
| 16番 杉浦あきら君 | | |

欠席議員（0名）

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

- | | |
|---------------------|---------------------------|
| 町長 成瀬敦君 | 副町長 大竹広行君 |
| 教育長 小野伸之君 | 企画部長 近藤学君 |
| 総務部長 山本富雄君 | 住民こども部長 都築幹浩君 |
| 健康福祉部長 藪田芳秀君 | 環境経済部長 鳥居栄一君 |
| 建設部長 羽根淵闘志君 | 教育部長 志賀光浩君 |
| 消防長 吉本智明君 | 企画部次長
兼企画政策課長 牧野宏幸君 |
| 建設部次長 佐々木要君 | 健康福祉部次長
兼保険医療課長 成瀬千恵子君 |
| 会計管理者
兼出納室長 林敏幸君 | 消防次長兼
消防署長 小山哲夫君 |

職務のため議場に出席した議会事務局職氏名

- 事務局長 牧野洋司君

○議長（杉浦あきら君） 皆さん、おはようございます。

議員各位には公私ともに御多忙中、御出席を賜り、厚く御礼申し上げます。

平成31年第1回幸田町議会定例会の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本定例会に提出されました議案は、お手元の議案目録のとおり平成31年度当初予算

を始めとする33件の重要な案件が提出されております。議会といたしましては、町民生活の安定と福祉の向上のため十分な審議を行い、町民の負託に応えるべく努力したいと思うところであります。

議員各位には慎重なる審議と円滑な議会運営に格別の御協力をお願いします。

寒さも少しは緩んできたようではありますが、議員各位には十分に体調管理に留意され、議会に臨んでいただきますよう重ねてお願い申し上げて、開会の挨拶といたします。

お諮りします。

本日、議場において三河湾ネットワーク株式会社が取材で議場内をカメラ撮影されま
す。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者多数〕

○議長（杉浦あきら君） 御異議なしと認めます。

よって、議場内のカメラ撮影は許可することに決定しました。

定例会招集に当たり、町長の挨拶を行います。

町長。

〔町長 成瀬 敦君 登壇〕

○町長（成瀬 敦君） 皆さん、おはようございます。

桃の節句を過ぎまして、ようやく春めいてまいりました。

本日、ここに平成31年第1回幸田町議会定例会をお願いしましたところ、議員の皆様方には何かと御多用の中、早朝より御出席を賜り、厚く御礼申し上げます。

また、平素より町政各般にわたりまして御理解と御支援をいただいておりますこと、行政運営の面におきましても御指導、御高配を賜っておりますこと、あわせて敬意と感謝を申し上げます。

さて、今定例会に提案をさせていただきます議案は、平成31年度の当初予算を始めとしまして、全部で33件の議案をお願いさせていただくものでございます。また、本日即決にてお願いをさせていただきます幸田町監査委員の選任、幸田町固定資産評価員の選任、幸田町教育委員会委員の任命の人事案件が3件、平成30年度の補正予算関係につきましても、一般会計補正予算を始めとする5件でございます。このほか幸田町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてを始めとする単行議案16件、そして当初予算関係につきましても、一般会計を始め9件の議案をお願いするものでございますが、後ほど私から予算の大要と施政方針を述べさせていただき、提案理由とその概要につきましても説明をさせていただきます。いずれもこれからの町政を進める上におきまして重要なものばかりでございますので、全議案とも慎重に御審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げます。

また、一般質問につきましても、9名の議員の皆様から御通告をいただいておりますが、いずれも今後の町政推進上、重要な御質問ばかりでございますので、真摯に受けとめまして、誠意を持って対応をさせていただきますので、よろしく申し上げます。

以上、定例会の開会に当たりまして、私からの御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いたします。

〔町長 成瀬 敦君 降壇〕

○議長（杉浦あきら君） ここで、総務部長から発言の申し出がありましたので、発言を許します。

総務部長。

〔総務部長 山本富雄君 登壇〕

○総務部長（山本富雄君） 議長のお許しをいただきましたので、発言をさせていただきます。

本日、お手元のほうに平成31年度予算の大要と施政方針を配付させていただきましたので、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

〔総務部長 山本富雄君 講壇〕

○議長（杉浦あきら君） ただいまの出席議員は16名であります。

定足数に達しておりますから、平成31年第1回幸田町議会定例会は成立いたしました。

よって、これより開会いたします。

開会 午前 9時05分

○議長（杉浦あきら君） 地方自治法第121条の規定により、議案説明のため出席を求めた理事者はお手元に印刷配付のとおりですから、御了承願います。

ただいまから、本日の会議を開きます。

開議 午前 9時06分

○議長（杉浦あきら君） 会議日程は、お手元に印刷配付のとおりでありますから、御了承願います。

日程第1

○議長（杉浦あきら君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第127条の規定により、本日の会議録署名議員を12番 笹野康男君、13番 丸山千代子君の両名を指名いたします。

日程第2

○議長（杉浦あきら君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日3月4日から3月26日までの23日間といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多数）

○議長（杉浦あきら君） 御異議なしと認めます。

よって、会期は本日3月4日から3月26日までの23日間と決定いたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元に印刷配付の定例会会期日程のとおりですから、御了承願います。

日程第3

○議長（杉浦あきら君） 日程第3、諸報告を行います。

例月出納検査10月分から12月分までの3件及び定期監査5件であります。これは、お手元に印刷配付のとおりですから、御了承願います。

次に、平成30年度幸田町教育委員会施策評価につきましては、お手元に印刷配付のとおりですから、御了承願います。

以上をもって、諸報告を終わります。

日程第4

○議長（杉浦あきら君） 日程第4、町長の施政方針を行います。

町長。

〔町長 成瀬 敦君 登壇〕

○町長（成瀬 敦君） 平成31年度予算の大要と施政方針

平成31年3月4日

幸田町長 成瀬 敦

出会いから始まるいきいき幸せまちづくり～未来につながる、暮らしやすいまちの実現に向けて～

本日、平成31年第1回幸田町議会定例会の開催に当たり、新年度予算及び諸議案の御審議をお願いするに際しまして、ここに町政運営に臨む所信を明らかにし、町民の皆様を始め議員各位の御理解と御協力をお願いしたいと存じます。

さて、我が国の景気は、雇用・所得環境の改善が続く中で、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待されていますが、通商問題の動向が世界経済に与える影響や、中国経済の先行きなど海外経済の不確実性、金融資本市場の変動の影響に留意する必要があります。

このような経済状況において、本町の税収におきましては、納税義務者数の増加等による個人町民税の増額や新築家屋の建設による固定資産税の増額に対し、自動車関連企業の減益による法人町民税の減額を見込み、全体では、対前年度0.9%減の84億4,710万円と見込んでおります。一方、歳出面では、近年は人口増加に伴う子育て基盤や教育基盤の整備が大きく増加するなど、財政的に決して余裕のある状況ではありません。また、全国各地で大規模な自然災害が発生しており、防災減災対策の強化による安全で安心なまちづくりの重要性についても、改めて認識をさせられているところであります。

新年度予算におきましては、未来につながる、暮らしやすいまちの実現に向けて、子育て及び教育基盤の整備を始め、高齢者、障がい者等への支援の強化、安全安心のさらなる充実、公共施設の老朽化対応を重点的に盛り込み、可能な限りその負託に応えるべく配慮をいたしました。そして、それら各種施策の推進に当たりましては、まちの基本は人であり、人こそが未来につながる大切な財産であるという認識のもと、人と人が出会い、一人でも多くの方々がいきいきと健やかに幸せを感じることができるようを基本方針として取り組んでまいりたいと考えております。

ここで、新年度の予算の概要につきまして、触れさせていただきます。

平成31年度当初予算案の概要

1 予算の規模

平成31年度当初予算の規模は、一般会計、特別会計及び企業会計合わせて251億8,603万円となり、前年度に対しまして15億1,254万円、6.4%増となっております。

一般会計につきましては、総額164億6,000万円（対前年度6.1%増）といたしました。その詳細につきましては、後ほど述べさせていただきます。

特別会計であります。土地取得特別会計につきましては、総額2,142万円（同0.1%増）といたしました。用地の先行取得費が歳出の主なものであります。

国民健康保険特別会計につきましては、被保険者数の減を見込み、総額32億9,779万円（同3.8%減）といたしました。

後期高齢者医療特別会計につきましては、後期高齢者医療広域連合納付金の増を見込み、総額4億3,891万円（同7.2%増）といたしました。

介護保険特別会計につきましては、第7期介護保険事業計画に基づいた給付費を見込み、総額20億347万円（同8.1%増）といたしました。

幸田駅前土地区画整理事業特別会計につきましては、県道の整備及び町債の償還に要する費用が主なもので、総額3億1,087万円（同8.9%増）といたしました。

農業集落排水事業特別会計につきましては、全13地区の各施設等の維持管理及び町債の償還に要する費用が主なもので、総額3億6,558万円（同2.6%増）といたしました。

水道事業会計につきましては、収益的支出にあつては、7億9,235万円（同8.4%増）、また、資本的支出にあつては、重要給水施設配水管布設工事を主なものとして3億3,134万円（同12.2%減）といたしました。

最後に、下水道事業会計につきましては、新年度より公営企業会計を適用し、収益的支出にあつては、7億406万円、また、資本的支出にあつては、北部処理分区管路整備、企業債償還金を主なものとして4億6,024万円といたしました。

2 一般会計歳入

一般会計の歳入であります。町税の総額につきましては、対前年度7,640万円減（同0.9%減）の84億4,710万円といたしました。

その内訳といたしまして、個人町民税につきましては、納税義務者数の増加及び給与所得の伸び等により、対前年度2,500万円増（同1.0%増）とし、また、法人町民税につきましては、自動車関連企業の減益を見込み、対前年度2億400万円減（同25.2%減）とし、町民税の総額を対前年度1億7,900万円減（同5.2%減）の32億5,500万円といたしました。

固定資産税につきましては、土地は住宅特例による減少、家屋は新築家屋の建設による増加、償却資産は企業の設備投資の促進による増加を見込み、固定資産税の総額を対前年度1億400万円増（同2.3%増）の45億4,100万円といたしました。

軽自動車税につきましては、燃費性能がすぐれている軽自動車の税率を新規取得した翌年度に限り軽減する特例措置が終了し、本来の税率に戻ることにによる増加、また環境

性能割の創設により、対前年度400万円増（同4.1%増）の1億50万円といたしました。

たばこ税につきましては、健康志向の高まりと、加熱式たばこへの移行により、対前年度1,900万円減（同7.6%減）の2億3,100万円とし、入湯税につきましては、利用客が減少傾向にあり、対前年度40万円減（同13.3%減）の260万円といたしました。

都市計画税につきましては、新築家屋の増加により、対前年度1,400万円増（同4.6%増）の3億1,700万円といたしました。

地方譲与税につきましては、森林環境譲与税が新たに創設されましたが、実績を踏まえ、対前年度650万円減（同4.4%減）の1億4,150万円といたしました。

利子割交付金につきましては、利子割額の減少を見込み、対前年度240万円減（同24.6%減）の760万円といたしました。

配当割交付金につきましては、実績を踏まえ、前年度と同額の2,900万円、株式等譲渡所得割交付金につきましても、実績を踏まえ、前年度と同額の2,600万円といたしました。

地方消費税交付金につきましては、交付対象となる新年度11月納付分が、月末が休日のため翌年度の交付にずれ込むこととなり、新年度の交付額が11カ月分になることによる減少を見込み、対前年度1,000万円減（同1.4%減）の7億3,000万円といたしました。

ゴルフ場利用税交付金につきましては、課税利用者の減少により、対前年度100万円減（同5.6%減）の1,700万円とし、自動車取得税交付金につきましては、消費税の引き上げに伴い10月から廃止されることから、対前年度4,400万円減（同53.0%減）の3,900万円とし、また、新たに環境性能割交付金を計上し、臨時的軽減を踏まえ750万円といたしました。

地方特例交付金につきましては、環境性能割の臨時的軽減に伴う減収補てんによる増加を見込み、対前年度2,300万円増（同47.9%増）の7,100万円といたしました。

地方交付税につきましては、引き続き不交付団体と見込み、特別交付税は科目維持といたしました。

交通安全対策特別交付金は、前年度と同額の500万円といたしました。

分担金及び負担金につきましては、保育料保護者負担金が主なものになりますが、対前年度81万円増（同0.3%増）の2億4,264万円とし、また、使用料及び手数料につきましては、一般廃棄物の収集及び処分に係る手数料等の増により、対前年度807万円増（同3.3%増）の2億5,614万円といたしました。

国庫支出金につきましては、障害児施設措置費（給付費等）負担金等の減に対し、地域型保育給付費負担金、社会資本整備総合交付金等の増により、対前年度7,543万円増（同5.8%増）の総額13億6,823万円とし、県支出金につきましては、障害児施設措置費（給付費等）負担金等の減に対し、地域型保育給付費負担金、担い手確保経営強化支援事業補助金等の増により、対前年度2,239万円増（同2.7%増）の総

額8億6,376万円といたしました。

財産収入につきましては、財産貸付収入、基金利子が主なもので、総額894万円といたしました。

寄附金につきましては、ふるさと寄附金が主なもので、前年度と同額の15億2万円といたしました。

繰入金につきましては、それぞれの行政需要に対応するため、主に基金財源で補填することとされていますが、全体の財源調整及び事業推進のために、財政調整基金、教育施設整備基金及び医療施設整備基金からの繰り入れを行い、対前年度7億5,266万円増（同111.0%増）の総額14億3,044万円といたしました。

繰越金につきましては、前年度と同額の3億円といたしました。

諸収入につきましては、小中学校給食費が主なもので、対前年度687万円増（同1.3%増）の5億1,613万円といたしました。

町債につきましては、短期入所施設建築事業に4,800万円、県営たん水防除事業に4,700万円、町道野場横落線ほか道路改築事業に1億2,300万円、橋梁改修事業に600万円、消防用自動車整備事業に2,400万円、豊坂小学校校舎増築事業に5,000万円、北部中学校整備事業に1億500万円、学校給食センター増築事業に5,000万円とし、対前年度1億8,300万円増（同67.8%増）の総額4億5,300万円といたしました。

3 一般会計歳出

義務的経費（人件費・扶助費・公債費）につきましては、平成20年度の減収補てん債の償還終了等に伴う公債費の減により、対前年度1億4,482万円減（同2.2%減）の総額63億2,683万円であります。

投資的経費（普通建設事業費・災害復旧費）につきましては、対前年度9億3,725万円増（同58.2%増）の総額25億4,746万円であります。普通建設事業の主なものといたしましては、短期入所施設（ショートステイ）建築工事、藤田医科大学岡崎医療センター整備支援負担金、道路新設改良工事（町道野場横落線他）、消防用自動車整備、豊坂小学校校舎増築工事、北部中学校校外用地整備、学校給食センター増築工事等であります。

その他の物件費・維持補修費・補助費等の経費の合計は、対前年度1億4,757万円増（同2.0%増）の総額75億5,571万円であります。主なものといたしましては、物件費においては、ふるさと寄附業務に係る委託料、維持補修費においては、町民会館、町民プール等の各種設備に係る維持補修、補助費においては、消防指令センター共同運用負担金、その他、特別会計への繰出金等であります。

以上が、平成31年度一般会計予算の概要であります。

施政方針

改めまして、私の施政方針を申し述べ、町民の皆様及び議員各位の御理解、御協力をお願い申し上げます。

社会経済情勢は、雇用・所得環境の改善が続き、経済の好循環が着実に回りつつありますが、通商問題や海外経済の不確実性、金融資本市場の変動の影響に留意する必要があります。

あります。

本町の税収におきましては、個人町民税や固定資産税は増加を見込んでおりますが、法人町民税は減額を見込み、町税全体では減額を見込んでおります。また、近年、本町のまちづくりの重要な財源となっているふるさと寄附金につきましては、前年度と同額を見込んでおりますが、自治体間競争がますます激化する中、将来にわたる安定財源と見込むことは極めてリスクが高いと言わざるを得ません。

このような状況ではありますが、本町のまちづくりの基本指針であります第6次幸田町総合計画の基本理念「人と自然と産業の調和」に基づき、6つの基本目標を中心に、将来像として掲げた「みんなでつくる元気な幸田」の実現に向けて、全力で取り組んでまいり所存であります。そして、その実現に当たりましては、「出会いから始まるいきいき幸せまちづくり～未来につながる、暮らしやすいまちの実現に向けて～」をモットーに推進してまいりたいと考えております。

第1に、安全・安心 いのちと暮らしをまもるぞ

安全・安心施策につきましては、東日本大震災等全国各地で発生している大規模災害を教訓に、災害に強いまちづくりに取り組んでまいります。地域の防災リーダーの養成を始め、地区防災訓練の実施を積極的に推進するとともに、町民の皆様が自身と家族を災害から守るスキルの習得、防災の習慣化及び地区の防災力向上を支援する仕組みとして、（仮称）安全安心テラスセンターの準備室を整備し、地域防災力の向上に努めてまいります。また、近い将来、発生が危惧される南海トラフ地震を始めとする大規模災害に備え、災害時における応急・復旧業務を適切かつ迅速に実施できるよう、継続的に業務継続力の向上に努め、業務継続計画の実行性を高めてまいります。その他、民間木造住宅耐震改修費補助を始めとした耐震化促進に向けた各種の補助制度を推進し、被害を最小限に抑えてまいります。

交通安全施策につきましては、四季の運動期間を中心に、地域や企業の皆さんの協力を得て、交通安全運動を推進するとともに、昨今の交通事故傾向に対応した効果的な啓発活動を展開してまいります。また、通学路交通安全プログラムによる通学路の点検を行い、児童・生徒の安全の確保に努めます。

防犯対策につきましては、防犯ボランティア団体の育成に努めるとともに、警察、地域、学校等の関係団体との連携を強化し、効果的な啓発活動を行ってまいります。また、防犯灯や防犯カメラの設置により犯罪抑止を図り、安全・安心なまちづくりに努めてまいります。

消費生活の安定向上につきましては、インターネットの普及により多岐にわたる消費者トラブルに対しまして、引き続き相談体制の充実と未然防止に向けた啓発に努めてまいります。

コミュニティバス（えこたんバス）につきましては、誰もが気軽に利用できる移動手段及び児童のためのスクールタイムバスとして、引き続き日常生活の中において重要な町民の足となるよう利用サービスの向上に努めてまいります。また、新年度には、安全・安心なバス運行を継続するため、古くなったコミュニティバス1台を更新してまいります。

便利で快適な生活をする上で道路・公共交通・公園・区画整理・上下水道等の生活基盤の整備充実は、まちづくりの基本となるものであります。道路橋梁整備につきましては、町民の生活に密着した集落内道路の整備を重点的に実施します。舗装路面の性状調査等に基づき、傷みの激しい路線・箇所の修繕を順次行ってまいります。また、道路橋梁定期点検を計画的に実施するとともに、橋梁修繕工事を進めてまいります。菱池遊水地につきましては、関係地権者と一丸となって、早期実現に向けて事業推進されるよう愛知県に働きかけてまいります。

将来人口5万人を見据えたまちづくりのため、町全体の土地利用を構想していくとともに、三ヶ根駅のバリアフリー化と合わせた駅周辺のまちづくりを調査・研究してまいります。

公共交通対策につきましては、鉄道とコミュニティバス、タクシー等の連携による新たな都市交通ネットワークの構築と自動走行やAI、IoT等の新技術の活用を考慮し、都市交通マスタープランの見直しを行ってまいります。

都市公園につきましては、適正な維持管理に努めるとともに、老朽化している公園施設の改修・更新に取り組んでまいります。

土地区画整理事業につきましては、幸田駅前地区は、事業計画に基づき県道の整備に取り組み、また、六栗・里の2地区につきましても、都市基盤の整備を推進してまいります。

安全安心なまちづくりと住環境の整備を進める上で、上下水道は、町民の日常生活に密着した重要度の高いインフラであります。

上水道につきましては、災害時における水の確保を図るため、避難所等の重要給水施設へ至る管路の耐震化に取り組んでまいります。また、配水管等の水道施設の老朽化に対しては、中長期的な計画に基づいた整備・更新を着実に進め、安全、強じん、持続可能な水の安定供給に努めてまいります。

下水道事業につきましては、土地区画整理地内の整備が進み、町全体では農業集落排水事業と合わせ整備はおおむね完了してきております。この良好な住環境を保全し続けるための健全で持続可能な下水道経営を目指し、新年度より公営企業会計へ移行してまいります。また、効率的に汚水処理を行うため、農業集落排水10地区の公共下水道への接続に向けた各種手続に取り組んでまいります。

また、農業や地域の安全を守る防災・減災事業として、排水機場の更新やため池の耐震改修を県営土地改良事業により進めてまいります。

消防救急体制につきましては、消防ポンプ自動車CD-1、AEDのコンビニ設置等整備を進め、災害現場でよりよい活動ができるよう努めてまいります。また、職員に対して、運転技術向上等の専門教育の充実により質及び技術の向上を図り、さまざまな現場活動に対応してまいります。

南海トラフ地震やテロ等の大規模災害の備えにつきましては、必要な防災備蓄品とテロ災害対応資機材を整備いたします。また、過去の大規模災害時の状態・教訓から学ぶべく島原市へ消防団員等を派遣いたします。

自主防災組織につきましては、可搬動力ポンプを更新し、地域防災力の充実にも努め

てまいります。

消防団につきましては、団員確保に努めるため処遇改善を図り、また、団員に質の高い教育訓練を実施し、より一層の消防力の向上に努めてまいります。

第2に、環境 自然豊かに美しく

地球温暖化問題や不法投棄等による生活環境の悪化は、地球全体の課題であり、地域全体で取り組まなければならない課題となっております。

家庭での効率的なエネルギーの使用に必要な新エネルギーシステムを町民の皆様が導入する際における補助を継続するとともに、次世代自動車の普及を効果的に推進するために、個人及び事業者に対する補助を継続してまいります。

ごみ問題への対応につきましては、一層のごみの減量化・資源化を図り、循環型社会形成を推進してまいります。本町におきましては、平成28年度現在、一人一日当たりのごみの排出量が県下で一番少なく、ごみの減量化に対する町民の意識も高く、定着してきていることから、ごみ袋代の値下げの実施に向けて、検討及び準備を進めてまいります。

なお、岡崎、西尾、幸田の2市1町で協議を進めております広域新焼却施設の建設につきましては、関係市と引き続き連携して、2030年度の供用開始を目指してまいります。

また、自然観察会、環境学習講座、生態系を保つための活動等を通じて、子どもからお年寄りまで幅広く、環境保全やごみの減量化・資源化に対する意識の高揚を図ってまいります。

墓地につきましては、地域の共同墓地環境整備に対する補助を継続しながら、今後も墓地環境整備を進めてまいります。

また、蒲郡市幸田町衛生組合の斎場「セレモニーホールとぼね」につきましては、安定的に稼働しており、これからも利用者にとって健全で安心な運営に努めてまいります。

第3に、産業振興 幸田から全国へ世界へ

近年の農業を取り巻く環境は、担い手の減少や高齢化が進み、経営は依然として厳しい状況となっておりますが、農業者が将来に向けて効率的かつ安定的な経営に取り組めるような支援を行ってまいります。近年、農地関連法の改正に伴い、農地に対する意識や考え方も変化しております。それに伴い、将来を見据えた土地利用や整備について検討してまいります。また、農地集積事業として農地利用集積円滑化事業や農地中間管理事業にも引き続き取り組み、農地の効率的、有効的活用を支援してまいります。さらに、担い手の育成に向けたいちご新規就農研修ハウス整備事業等の新規就農者支援や農業への理解を深める親子農業体験教室を行うなど、町民・生産者・町・J A等が一体となって農業振興を推進してまいります。

特産物の販売促進につきましては、地産地消事業を推進するとともに、安全で安心な農産物の提供、そして産地ブランドの確立に努めてまいります。また、こうした産業まつりの充実を図るとともに、J Aまつりや友好交流物産展等、町外イベントにおいて特産物の宣伝やPRを行い、販売促進と町内購買力の向上を図ってまいります。

食育につきましては、第3次食育推進計画に基づき推進してまいります。

近年では、特に地産地消の促進と特色ある農産物加工品の創出が注目されており、これまで以上に農業団体等と連携し、新たな商品の開発等具体的な方策を検討してまいります。

道の駅「筆柿の里・幸田」につきましては、国道23号に接続している立地条件を生かし、町内外から地域振興施設を訪れる方々に、四季を通じて出荷される地域の特産農作物や加工品を提供してまいります。また、情報発信の拠点施設として、地域の文化、歴史、名所や特産物など幅広い分野で本町の魅力を発信してまいります。この4月からは、指定管理も3期目を迎え、利用者に快適な休憩と多様で質の高いサービスを提供し、災害時には防災機能を発揮できる施設としての取り組みも行ってまいります。

鳥獣害対策につきましては、国の補助事業で設置した柵の維持管理を地域組織の協力を得て実施してまいります。また、農作物被害を防止するための個々の侵入防止対策補助やイノシシ等の捕獲等の事業につきましても引き続き実施してまいります。

畜産振興につきましては、家畜伝染病に対する防疫体制整備の推進等、各種事業の実施に努めてまいります。

農業・農村が持つ多面的機能を発揮するための地域活動や施設等の長寿命化を図る対策として、多面的機能支払交付金制度を引き続き実施し、農業、農村環境の整備及び農業基盤の保全を図ってまいります。

林業の振興につきましては、緑化推進を図るとともに、林道の維持補修の継続や林道一之小屋線の整備を進め、安心して作業のできる環境づくりに努めてまいります。

商工振興につきましては、小規模企業等振興資金原資の金融機関への預託や信用保証料補助を継続するとともに、新技術・新製品等、特色ある新事業への取り組みに対する産業活性化支援事業により、中小企業の経営支援の充実を図ってまいります。また、本町で創業を目指す新規事業者に対し、商工会や金融機関と連携して支援してまいります。

駅前商業地域の活性化の推進につきましては、にぎやかで活気あるまちづくりが図られるよう、朝市の復活や出展イベント等を支援してまいります。

観光につきましては、道の駅「筆柿の里・幸田」で開催する特別イベントを始め、しだれ桜まつり、大井池桜まつり、あじさいまつり、彦左まつり、こうた産業まつり等、豊かな自然環境に恵まれ、その自然を生かした観光イベントの宣伝等に努めてまいります。また、本町のさらなる知名度アップや誘客の向上を目的として、ドラマや映画のロケ誘致等に取り組んでまいります。さらには、観光の玄関口としての駅周辺整備に努めてまいります。

企業立地につきましては、企業立地マスタープランの推進や、プレステージレクチャーものづくり日本講演会を継続して取り組むとともに、愛知工科大学内に設置しました幸田ものづくり研究センターで実施している幸田ものづくり改善インストラクター育成スクール事業や経営改善事業、サイエンスコミュニティ事業、IoT推進事業等を通じて、企業の経営改善指導及び創業等に係るものづくり人材の育成支援を進めてまいります。また、国道23号バイパス沿線における産業クラスターを推進するために、工業団地の開発に向けた調査を行い、積極的に企業誘致に努め、地域の特性を生かした新産業と雇用の創出を目指してまいります。

幸田町まち・ひと・しごと創生総合戦略の推進につきましては、スローガンである『幸田町の体力（産業力）増進と魅力発信により、第3子が安心して産める「なめらかなまちづくり」』の実現に向け、関係各課との連携を図りながら取り組んでまいります。なお、新年度につきましては、総合戦略の目標年次の最終年度となりますので、各施策の評価や検証を進めるとともに、総合戦略の見直しを検討してまいります。

第4に、健康・福祉 お年寄りまでみんなが元気

救急医療対策におきまして、医療圏の救急医療の充実のため、2020年度の大学病院開業に向け、財政支援を行ってまいります。

健康の町推進事業につきましては、町民が主体的健康づくりに取り組むきっかけとして「健康マイレージ事業」を継続実施し、「第2次健康こうた21計画」の推進に取り組んでまいります。

予防接種事業につきましては、子ども、高齢者の定期予防接種を推進してまいります。「高齢者肺炎球菌定期予防接種」につきましては、国が5年間の継続実施を決定したことによりまして、本町の任意接種も同様に継続してまいります。風疹につきましては、追加対策として、抗体保有率が低い現在の39歳から56歳の男性を新たに定期接種の対象とするなど、感染症予防に努めてまいります。また、骨髄移植手術等により、定期予防接種で得た免疫を失った子どもへの再接種費用の助成を新たに実施してまいります。

健康増進事業につきましては、人間ドック・住民健診、がん検診を推進し、また、引き続き受診勧奨にも力を入れてまいります。

母子保健事業につきましては、妊婦健診・乳幼児健診の実施、赤ちゃん訪問員や専門職による訪問事業、一般不妊治療に対する助成等を継続してまいります。また、新たな事業としまして、産婦に対し、産後うつの予防や新生児への虐待予防等を図る観点から、出産後間もない時期の「産婦健診」や、出産退院後に、助産師等が母子に対し身体的回復と心理的な安定を促進し、健やかな育児ができるよう支援する「産後ケア」事業を実施してまいります。

児童福祉につきましては、児童虐待の予防と対応を始め、「第3子が安心して産める子育て支援」を目標に掲げ、サービスの充実や施設の整備等に努めてまいります。また、新年度は、より一層の子育て支援施策の充実に向けて、2020年度から5年間の子どもや子育てに関わる町の取り組みや施策を定めていくため、「第2期幸田町子ども・子育て支援事業計画」を策定してまいります。

特に、昨今問題となっております待機児の解消に向け、3歳未満児の保育園等の受け入れについては、地域型保育事業所の開設に向けた相談、支援を行い、放課後児童クラブについては、民間委託等受入枠の拡大を図り、共働き等子育て世帯をより一層支援してまいります。また、病気の回復期の児童を預かる病後児保育についても取り組んでまいります。保育園の施設整備については、幸田保育園の園舎の改修を始め、園の設備更新等も引き続き実施します。また、昨年4月に開館しました多世代交流施設「豊坂ほっと館」に続く児童館の建設基本構想を進めてまいります。子育て世帯に対する経済的支援といたしましては、本年10月からの消費税率引き上げに伴う幼児教育の無償化に取り組み、保育料の負担軽減を図ってまいります。

障がい者福祉につきましては、障がいがあってもその人の持つ能力や適性に応じ、自立した日常生活や社会生活を営むことができ、安心して暮らすことのできるよう第4期幸田町障がい者計画に基づき、福祉サービスのさらなる充実を図ってまいります。また、発達に心配のある子に対して、発達に関する相談、医療及び支援を総合的に提供していくため、平成29年4月に開所され今年の2月にさらに整備された、岡崎市こども発達センターと連携したサービス提供に引き続き努めてまいります。

新年度には、障がい者等を介護されている方が、一時的に介護ができなくなってしまう状況において介護を提供する、障がい者等短期入所いわゆるショートステイを実施いたします施設の建築工事を行い、2020年度開設を目指します。

聴覚・言語等の障がいの方に対しましては、引き続き手話通訳者を配置し、行政手続等が円滑に行える環境整備に努めるとともに、手話言語条例の制定に向けた委員会を設置し取り組んでまいります。

医療的ケア児を持つ御家庭に対しましては、住みなれた町内において支援できる取り組みとして、医療的ケア児レスパイト事業の実施を目指します。

高齢者福祉につきましては、第7期介護保険事業計画に基づき、高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援、要介護状態の重度化防止のための体制づくりとして、可能な限り住みなれた地域で安心して暮らせるよう、地域包括ケアシステムの構築に向けて引き続き努めてまいります。また、認知症高齢者の早期診断・早期対応、賠償責任リスクに向けた支援体制を整えるとともに、見守りネットワークの協力事業者や地域住民による見守り事業の強化に努めてまいります。

シニア・シルバー世代である中高齢者の方々が、御自身の意欲に応じて就労、起業、社会活動等の新たな担い手として活躍していただけるような仕組みづくりに取り組むとともに、福祉タクシー助成対象に高齢者を加え、高齢者の外出する活動を促すことにより元気に安心して暮らせるまちづくりに努めてまいります。

福祉医療につきましては、中学校卒業までの子ども医療費の無料化の継続と高校生世代までの入院費の無料化に向けた調整を進めてまいります。また、母子家庭等、障がい者、後期高齢者の福祉医療による給付の支援を行い、安心して医療が受けられるよう引き続き努めてまいります。

第5に、教育・文化 きたえよう！こころとからだ

学校教育につきましては、未来を担う子どもたちが、これからの社会を力強く生き抜くために、豊かな心と確かな学力、丈夫な体をバランスよく鍛えるための環境を整え、「心身ともに健やかな子どもたちの育成」を目指し、各学校が創意工夫に努め、特色ある教育、地域と連携した学校づくりを進めてまいります。

日本語指導、少人数指導、通級指導、特別支援介助等の人的支援に加え、非常勤養護教諭を配置するなど、子どもたちへの学習指導の充実を図るとともに、支援を必要とする児童生徒の一人一人の実態に合わせた、きめ細やかな対応に努めてまいります。

経済的な困難のある児童生徒に対する就学援助制度と、障がいのある児童生徒に対する特別支援教育就学奨励制度では、これまで給食費、学用品費、修学旅行費等の援助を行ってきましたが、新年度から新たに中学生の部活動費を支給費目に加えることで、本

町の子どもの貧困対策をさらに進めてまいります。

また、近年、全国的に不登校傾向にある子どもたちが増加しておりますが、これは、本町においても同じであります。そのような子どもたちや保護者を支えるために、幸田町教育相談室相談員の勤務時間の拡充を図り、安心して相談できるよう体制を充実させていきます。そして、新たにスクールサポートスタッフを配置し、教員の多忙化解消に向けた一助としてまいります。

学校施設の整備につきましては、トイレ及び給食用エレベータ改修工事等の環境整備・維持補修にも順次取り組むとともに、印刷機等学校機械備品の更新を計画的に進め、よりよい学習環境を整えてまいります。

中学校の学習用パソコンの更新に当たっては、新学習指導要領において、学習の基礎となる資質・能力に位置づけられた情報活用能力の向上に向け、これまでのデスクトップ型機器に代え、コンピュータ室以外でも使用することのできるタブレットパソコンの導入を進めてまいります。

豊坂学区の児童数増加への対応といたしまして、豊坂小学校の校舎増築工事を行ってまいります。また、北部中学校においては、今年度の増築工事に引き続き、既設校舎内部改造工事と校外用地整備工事を行ってまいります。これらの工事につきましては、学校運営と並行して行うこととなりますので、子どもたちの安全面等に配慮し、円滑な工事实施に努めてまいります。

近年の猛暑に起因する児童生徒への熱中症対策及び快適な学習環境の構築を目指し、小中学校の教室の空調設備設置工事を行ってまいります。

給食センターの運営につきましては、行事食、郷土食を取り入れた魅力ある献立の作成に心がけ、地産地消の推進、衛生管理の徹底を図るとともに、児童生徒数増加への対応といたしまして、施設の拡張整備工事を行い、安全安心でおいしい給食を提供できるように努めてまいります。

生涯学習につきましては、学ぶ喜び、成長する喜びが小さなお子さんからお年寄りまであらゆる世代の方たちに広がるよう、学習の場と機会を提供していくことにより、学習意欲が向上し、そして健康で心豊かに生きがいのある人生を送り、夢と活気にあふれる地域社会の原動力となるよう事業を推進してまいります。

「心豊かで笑いとしあふれる町づくり運動」を推進するライフサークル事業につきましては、本町を代表するイベントであります「こうた夏まつり」及び「こうた凧揚げまつり」を中心に、町民相互の親睦が深められるよう努めてまいります。

文化財の保護・活用につきましては、所有者と連携しながら、町内の文化財の保護に努めてまいります。また、国史跡島原藩主深溝松平家墓所の整備を計画的に進めるとともに、他市町との交流を深める取り組みを通して、さらなる歴史と文化の友好交流を継続してまいります。

また、文化の中心拠点となっているハッピーネス・ヒル・幸田や生涯学習の拠点となる中央公民館、さくら会館を始めとする社会教育施設につきましては、町民のふれあいの場として、そして本町で多くの人が文化芸術に触れることができるよう諸施策の推進を図るとともに、快適で安心して利用できる施設となるよう管理運営に努めてまいります。

特に本町の象徴的な施設ともいえる町民会館及び図書館につきましては、開館から20年以上が経過し、施設はもとより設備の老朽化も進んでいることから、引き続き計画的な改修に取り組み、管理運営に努めてまいります。

スポーツ振興につきましては、体育協会、スポーツ推進委員、地区スポーツリーダー等との連携を図り、町民大運動会や新春駅伝・ファミリージョギング大会等を開催し、町民がスポーツを通して地域のきずなを深め、心と体の健康増進ができる機会づくりに努めてまいります。また、各地域で行われるスポーツ活動の支援やスポーツ指導者の発掘・育成にも努め、地域コミュニティの醸成に寄与してまいります。さらには、多くの方々に利用していただいている町民プールもいよいよオープンから20年が経過し、施設の老朽化が著しく、プールの継続的な運営も危ぶまれる状況であるため、長期に休館し、大規模な改修を行うことで、施設の延命を図り、安全で適切な管理運営に努めてまいります。

その他の社会体育施設につきましても、施設照明をLED化するなど時流に即した整備を計画的に行い、安心してスポーツができる環境づくりに努めてまいります。

また、ものづくりのまちとして子どもたちが楽しく学び、豊かな創造力を育めるよう、少年少女発明クラブへの補助を引き続き行い、本町の将来を担う子どもたちの育成に力を注いでまいります。

第6に、協働・参画 みんなのちからで続くまち

町民の皆様とともに、将来にわたり持続可能なまちづくりを進めていくためには、限りある財源の中で施策の優先順位を考え、最少の経費で最大の効果を上げられるよう取り組んでいかなければなりません。

普通建設事業につきましては、その指針となる第6次幸田町総合計画の実施計画を精査し、将来に向けて必要となる事業については、時期を逸することなく確実に取り組むことが重要であります。各種事業の実施に当たっては、極力、補助金等の財源を確保するとともに、基金の繰り入れや起債の扱いについては後年度負担を慎重に考慮し、計画的に取り組んでまいります。また、公共施設の管理運営においては、施設の安定的な存立基盤の確保とともに、将来にわたる財政負担の軽減を図るため、借地の解消に鋭意取り組んでまいります。電力調達におきましても、新電力の活用により競争原理を働かせ、経費削減に努めてまいります。

男女共同参画の推進につきましては、新年度からスタートする第2次男女共同参画推進プランに基づき、男女がお互いを認め支え合い、多様性を尊重し、誰もが活躍できる社会づくりを進めてまいります。

多文化共生の推進につきましては、多言語対応のほか、やさしい日本語の普及に努め、外国籍町民にも住みやすいまちづくりを進めてまいります。

広域行政の推進につきましては、消防指令業務の共同運用や斎場等の運営を始め、近隣市と積極的に協力体制を整え、住民サービスの向上に向けた広域的連携に努めてまいります。

情報の発信と管理につきましては、行政情報を迅速かつ正確にわかりやすく町民に提供し、町民の理解を深め、行政の説明責任を果たし、透明性を確保してまいります。ま

た、平成29年度に姉妹都市提携をいたしました島原市との友好交流を推進するとともに、町内外に本町の魅力を発信するプロモーション活動に取り組んでまいります。情報の管理におきましては、引き続き強固なセキュリティ対策に取り組むとともに、新元号に対応したシステム改修を行ってまいります。

効率的で健全な行財政運営につきましては、第12次行政改革大綱に基づき、計画的に行財政の効果的かつ合理的運営に取り組むとともに、住民サービスのさらなる向上に努めてまいります。人員配置につきましては、重点施策に対しては優先配置をしつつ、多種多様化する行政需要に対処すべく、国・県・島原市への派遣を含め職員の資質向上を図り、最大の効果が得られるよう努めてまいります。また、業務効率及び住民サービスの向上を図るため、役場庁舎1階事務室等内部改造工事を行ってまいります。新たな窓口サービスといたしましては、新年度からパスポートの申請及び交付の事務を行ってまいります。

以上、予算の大要と施政方針につきまして、私の所信の一端を述べさせていただきました。本町の行財政運営につきましては、今もなお人口が伸び続けている現状を踏まえ、限られた財源と資産を有効活用し、将来にわたり持続可能なまちづくりに取り組み、第6次幸田町総合計画及び実施計画に基づき、「みんなでつくる元気な幸田」の実現に向け、全職員一丸となって取り組んでまいり所存でありますので、よろしくお願い申し上げます。

最後になりますが、本定例会に御提案いたしました全ての議案が円滑に審議され、御可決承認賜りますようお願い申し上げます。平成31年度の予算の大要と施政方針といたします。よろしくお願い申し上げます。

〔町長 成瀬 敦君 降壇〕

○議長（杉浦あきら君） ここで、途中でありますが、10分間の休憩といたします。

休憩 午前10時05分

再開 午前10時15分

○議長（杉浦あきら君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第5

○議長（杉浦あきら君） 日程第5、第1号議案から第3号議案までの3件を一括議題といたします。

朗読は省略し、理事者に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 成瀬 敦君 登壇〕

○町長（成瀬 敦君） それでは、議案書1ページをお開きください。

第1号議案 幸田町監査委員の選任についてであります。

議案関係資料は、1ページから3ページでありますので、併せて御覧いただきたいと思っております。

提案の理由といたしましては、山下力委員の任期満了に伴い、選任する必要があるか

らであります。

内容といたしましては、山下委員の任期は、平成31年3月31日でありますので、その後任といたしまして、引き続き同氏を選任し、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

任期につきましては、平成31年4月1日から4年であります。

山下力氏につきましては、現住所は、幸田町大字大草字本田42番地、生年月日は、昭和24年4月18日生まれの69歳であります。

経歴といたしましては、昭和47年に東京国税局に奉職され、平成21年に名古屋国税局を退職されるまでの37年間余りの税務部門における行政経験と、税理士事務所を開業され、現在も税理士事務所を営まれ、平成23年から平成25年まで、幸田町固定資産評価審査委員会の委員、平成26年度には大草区長を歴任され、現在は幸田町監査委員として職務を遂行されておられます。地方公共団体の財務管理、事業の経営管理、その他行政運営に関し識見を有する方であり、適任者であると考えております。

続きまして、議案書の3ページをお開きいただきたいと思います。

第2号議案 幸田町固定資産評価員の選任についてであります。

議案関係資料は、4ページから6ページでありますので、併せて御覧いただきたいと思います。

提案の理由といたしましては、大須賀龍二評価員の辞職に伴い、選任する必要があるからであります。

内容といたしましては、大須賀龍二評価員から、平成31年3月1日をもって評価員の職を辞する旨の願いが提出されました。つきましては、新たに、三浦正義氏、幸田町大字菱池字岩堀11番地3、昭和41年6月13日生まれ、52歳を選任し、地方税法第404条第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

三浦正義氏につきましては、平成元年に幸田町に奉職し、長年にわたり町政運営に携わってまいりました。平成30年10月からは税務課長として職務に当たっており、固定資産の評価に関する知識及び経験がありますので、評価員として適任者であると考えております。

続きまして、議案書5ページをお開きいただきたいと思います。

第3号議案 幸田町教育委員会委員の任命についてであります。

議案関係資料は、7ページから9ページでありますので、併せて御覧いただきたいと思います。

提案の理由といたしましては、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第4条第5項の規定により「児童生徒の保護者代表」として任命されている高橋文代委員が、平成31年3月31日をもって任期満了となりますので、その後任の委員として、立花千加子氏を任命いたしたく、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

任期は、平成31年4月1日から4年であります。

内容といたしましては、立花千加子氏につきましては、幸田町大字相見字北鷲田17番地にお住まいで、昭和52年8月20日生まれの41歳であります。

また、就任時点におきましては、御長女が北部中学校3年生、御長男が同校1年生の保護者であります。

立花氏は、短期大学卒業後、岡崎市内の社会福祉法人が運営する保育園に保育士として就職、約8年間勤められ、二人目である御長男の出産を機に、退職されました。

その後、約4年間、子育てに専念され、平成22年4月からは、菱池保育園で非常勤保育士としてお勤めいただき、今日に至っています。平成28年度には「鷺田子ども会」の役員も務められ、御主人とともに、地域活動にも積極的に取り組んでおみえです。

お人柄も高潔にして温厚であり、なおかつ、保育士という職業柄、幼児教育・保育についても、深い見識をお持ちであります。また、中学生の母親として、保護者目線から、本町の学校教育・生涯学習、あるいは子育て支援について、忌憚のない御意見をいただき、今後の教育行政推進に誠心誠意取り組んでいただける方として、適任者であると考えております。

以上の3件につきまして、提案の理由の説明をさせていただきました。

よろしく御審議の上、御同意を賜りますよう、お願いを申し上げます。

〔町長 成瀬 敦君 降壇〕

○議長（杉浦あきら君） 提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑の方法は、会議規則第55条及び第56条の規定により、1議題につき15分以内とし、質疑の回数制限は行いませんので、よろしく願いいたします。

理事者の答弁の時間の制限はありませんが、議員の発言時間の制限に鑑み、簡明なる答弁をお願いいたします。

始めに、第1号議案 幸田町監査委員の選任についての質疑を許します。

ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉浦あきら君） 以上で、第1号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第2号議案 幸田町固定資産評価員の選任についての質疑を許します。

ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉浦あきら君） 以上で、第2号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第3号議案 幸田町教育委員会委員の任命についての質疑を許します。

ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉浦あきら君） 以上で、第3号議案の質疑を打ち切ります。

これをもって、質疑を終結いたします。

ここで、委員会付託の省略についてお諮りします。

ただいま議題となっております議案を会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多数）

○議長（杉浦あきら君） 御異議なしと認めます。

よって、ただいま議題となっております議案は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより、議題となっております第1号議案から第3号議案までについて討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

反対討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(杉浦あきら君) 反対討論なしと認め、反対討論を打ち切ります。

次に、原案賛成の方の発言を許します。

賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(杉浦あきら君) 賛成討論なしと認め、賛成討論を打ち切ります。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

採決の方法は、起立により行います。

始めに、第1号議案 幸田町監査委員の選任についてを原案どおり同意するに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(杉浦あきら君) 着席願います。

起立全員であります。

よって、第1号議案は、原案どおり同意することに決しました。

次に、第2号議案 幸田町固定資産評価員の選任についてを原案どおり同意するに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(杉浦あきら君) 着席願います。

起立全員であります。

よって、第2号議案は、原案どおり同意することに決しました。

次に、第3号議案 幸田町教育委員会委員の任命についてを原案どおり同意するに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(杉浦あきら君) 着席願います。

起立全員であります。

よって、第3号議案は、原案どおり同意することに決しました。

ここで、暫時休憩といたします。

休憩 午前10時26分

○議長(杉浦あきら君) ただいまから、同意されました監査委員及び教育委員会委員から挨拶をいただきます。

入室を許可します。

(監査委員、教育委員 入室)

○議長（杉浦あきら君） それでは、最初に監査委員から挨拶をいただきます。

○監査委員（山下 力君） ただいま監査委員の選任に当たり御同意を賜りまして、まことにありがとうございます。再任ということになります。地方自治における監査の重要性を考えますと、その職務の重大さに一層身の引き締まる思いであります。

近年の地方行政を取り巻く環境は、いろいろな面で大変厳しいものがあり、現下の社会経済情勢の変化に対応した地方分権の時代にふさわしい簡素で効率的な行政運営の実現が求められているところであります。そうした中、本町の行財政の適法性、効率性、有用性などの点について細心の注意を払い、微力でございますが、誠実、公正に監査の職務を行ってまいりたいと思います。何とぞ皆様の一層の御指導と御鞭撻を賜りますようお願いよりお願い申し上げます、挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

（拍手）

○議長（杉浦あきら君） 次に、教育委員会委員から挨拶をいただきます。

○教育委員会委員（立花千加子君） ただいま幸田町教育委員会委員の任命につきまして同意をいただきました立花千加子でございます。

教育委員という職務の重さを考えますと身の引き締まる思いでございます。幸田町の教育行政の発展のため、また次世代を担う子どもたちのため、微力ではございますが、子を持つ一人の母親として精いっぱい努めさせていただきます。幸田町議会議員の皆様方始め、関係各位の御指導、御鞭撻をお願い申し上げます、甚だ簡単ではございますが御挨拶といたします。

ありがとうございました。

（拍手）

○議長（杉浦あきら君） ありがとうございます。

それでは、退室願います。

（監査委員、教育委員 退室）

再開 午前10時31分

○議長（杉浦あきら君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第6

○議長（杉浦あきら君） 日程第6、第20号議案から第24号議案までの5件を一括議題といたします。

朗読は省略し、理事者に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 成瀬 敦君 登壇〕

○町長（成瀬 敦君） 続きまして、補正予算の関係につきまして、説明をさせていただきます。

別冊となっております「補正予算関係」を御覧いただきたいと思います。補正予算関係につきましては、第20号議案から第24号議案までの5件でございます。

まず始めに、第20号議案 平成30年度幸田町一般会計補正予算（第4号）につい

てであります。

補正予算書の1ページをお開きいただきたいと思います。また、議案関係資料につきましては、58ページから63ページでありますので、あわせて御参照いただきたいと思います。

第1条「歳入歳出予算の補正」につきましては、歳入歳出それぞれ4億2,325万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ161億9,893万3,000円とするものであります。

第2条「繰越明許費」及び第3条「地方債の補正」につきましては、4ページを御覧いただきたいと思います。

第2表繰越明許費の橋梁改修事業につきましては、県が事業主体となって行われております、一級河川広田川改修に伴う維新橋改築工事に係る設計等業務に対し協定書に基づき負担金を支出するものでありますが、予備設計業務及び事業調整に期間を要し年度内完了が見込めないため、橋梁改修事業負担金1,506万円を限度額として、繰越明許をお願いするものであります。

また、小学校空調設備設置事業及び中学校空調設備設置事業につきましては、国の第1次補正予算の内定が得られましたので、後ほど、歳入及び歳出予算の補正をお願いさせていただくものでありますが、こちらも年度内完了ができないため、空調設備設置工事及び工事監理業務委託料として、小学校空調設備設置事業につきましては3億5,750万円、中学校空調設備設置事業につきましては1億5,600万円をそれぞれ限度額として繰越明許をお願いするものであります。

第3表地方債補正の道路改築事業につきましては、町道野場横落線ほか2路線の道路改築工事におきまして、予定していた額の交付金がつかなかったことによる事業の縮小に伴い、起債限度額を4,800万円減額し、2,000万円とするものであります。

橋梁改修事業につきましては、事業費の減額及び次年度への繰り越しにより大きく事業が縮小されるため、予定しておりました2,200万円を限度とする起債につきましては、全額、取りやめるものであります。

それでは、補正内容の説明をさせていただきます。まず歳入につきまして、説明をいたします。

補正予算説明書8ページからを御覧いただきたいと思います。

55款であります国庫支出金につきましては、国庫負担金におきまして、国民健康保険保険基盤安定負担金、認定こども園等施設型給付費負担金、地域型保育給付費負担金、過年度分児童手当負担金及び障害児施設措置費（給付費等）負担金について、歳出事業費の確定または確定見込みに伴い、予算を調整するものであります。

国庫補助金におきましては、小規模保育事業所の建設費に対する補助金といたしまして、保育対策総合支援事業費補助金を新規計上するものであります。社会資本整備総合交付金につきましては、予定していた額がつかかなかったことなどによりまして、減額するものであります。また、小学校及び中学校における空調設備設置に対する交付金といたしまして、ブロック塀・冷房設備対応臨時特例交付金を新規計上するものであります。

60款県支出金につきましては、県負担金におきまして、国庫負担金と同様、国民健

康保険保険基盤安定負担金、認定こども園等施設型給付費負担金、地域型保育給付費負担金、過年度分児童手当負担金及び障害児施設措置費（給付費等）負担金について、歳出事業費の確定または確定見込みに伴い、予算を調整するものでございます。

県補助金におきましては、施設型教育・保育給付費等補助金につきまして、歳出事業費の確定見込みに伴い、減額するものであります。また、認定こども園における低年齢児の途中入所に円滑に対応するため、あらかじめ基準を超えて配置した保育士に要する経費に対する補助金といたしまして、低年齢児途中入所円滑化事業費補助金を新規計上するものであります。さらに、昨年9月に襲来しました台風21号及び24号により被災した農業用施設の修繕等に対する補助金といたしまして、経営体育成支援事業補助金を新規計上するものでございます。

10ページを御覧いただきたいと思います。

道路橋梁改良費補助金につきましては、予定していた額がつかなかったことにより、減額するものでございます。また、愛知県住宅・建築物安全ストック形成事業費補助金につきましては、住宅の耐震改修関連補助の申請件数が少なかったことなどにより、減額するものでございます。

70款寄附金につきましては、前町長故大須賀一誠様の御子息であられます、大須賀朋成様より町施策への活用にと御寄附をいただきましたので、総務管理費寄附金として新規計上するものであります。また、ふるさと寄附金におきましては、今年度も好調を継続しており、当初予定の15億円を既に上回る状況でありますので、追加するものであります。

85款諸収入につきましては、一般財団法人自治総合センターコミュニティ助成金につきまして、予定していた額がつかなかったことにより、減額するものでございます。後期高齢者医療療養給付費負担金過年度精算金及び蒲郡市幸田町衛生組合返還金につきましては、前年度事業の額の確定により、それぞれ、追加するものでございます。

90款町債につきましては、先に説明をいたしました、4ページの第3表地方債補正のとおりであります。道路改築事業につきましては、起債限度額を減額するものでございます。橋梁改修事業につきましては、全額、起債を取りやめるものであります。

続きまして、歳出につきまして、説明をいたします。

12ページを御覧いただきたいと思います。

補正予算説明書12ページから21ページまでとなりますが、主に、決算を見込んだ予算の整理となっております。順次説明をさせていただきます。

まず、各款にわたりまして、特別職の報酬、一般職の給与等、人件費の補正をお願いしております。内容につきましては、人事異動と不用額の精査に伴う減額が主なものでございます。

詳細につきましては、22ページの補正予算給与費明細書を御覧いただきたいと思えます。

それでは、12ページにお戻りいただきたいと思います。

10款議会費につきましては、議会一般事業におきまして、議場放送設備改修工事が当初見込みよりも安価に施工することができましたので、減額するものであります。

15 款の総務費につきましては、総務管理費におきまして、総務管理事業で、ふるさと寄附金の追加に伴いまして、返礼品とその送料及びふるさと寄附の窓口であります7つのポータルサイトに対する業務委託料を追加するものであります。また、高度情報化推進事業では、職員用パソコン380台につきまして、当初見込みよりも安価に購入することができましたので、減額するものであります。コミュニティ推進事業では、財源として予定しておりました、一般財団法人自治総合センターコミュニティ助成金の減額に伴いまして、コミュニティ活動推進事業費補助金を減額するものでございます。

選挙費におきましては、幸田町長選挙執行事業で、幸田町長選挙が無投票となったため、準備に要した経費等を除いた残りを減額するものでございます。

14 ページを御覧いただきたいと思っております。

20 款の民生費につきましては、社会福祉費におきまして、障害者福祉事業で、近年大きく増加してきておりました障害児通所給付費が、今年度は従来ほどの増加が見られず、当初見込みよりも大きく減少することが見込まれるため、減額するものであります。

国民健康保険事業では、国民健康保険特別会計の事業費見込みによる調整のため、繰出金を減額し、同様に介護保険事業では、介護保険特別会計の事業費見込みによる調整のため、繰出金を追加するものであります。

児童福祉費におきましては、認定こども園等支援事業で、認定こども園における低年齢児途中入所円滑化事業費補助金と小規模保育事業所建設事業費補助金を、それぞれ新規計上するものであります。また、事業費見込みによりまして、認定こども園に対する施設型給付費と事業所内保育事業所に対する地域型保育給付費を、それぞれ追加するものであります。保育園管理一般事業では、嘱託保育士の報酬や正規保育士の給料等人件費のほか、雇用見込み人員の減により非常勤保育士の賃金を減額するものでございます。

16 ページを御覧いただきたいと思っております。

25 款の衛生費につきましては、予防接種事業におきまして、予防接種委託料を、健康増進法保健事業におきまして、健診等委託料をそれぞれ減額するものであります。理由はいずれも当初見込みより受診者等が少なかったことによるものであります。

次に、35 款農林水産業費につきましては、農業費におきまして、農業振興一般事業で、県補助金として新規計上いたしました経営体育成支援事業補助金を特定財源として充当することによる財源更正をするものであります。

次に、45 款土木費につきましては、道路橋梁費におきまして、道路維持修繕事業で、特定財源として予定していましたが社会資本整備総合交付金を減額したことによる財源更正をするものであります。道路新設改良事業では、社会資本整備総合交付金の減額等に伴いまして、測量設計等委託料、新設改良工事費、用地購入費、物件移転補償費を、それぞれ減額するものであります。橋梁整備事業では、橋梁の定期点検結果に基づく補修箇所が当初予定よりも少なく済みしましたので、橋梁補修実施設計委託料を減額するものであります。また、県事業で行われております一級河川広田川改修に伴う維新橋改築工事に係る設計等の業務が、当初の予定よりも減額されたため、橋梁改修事業負担金を減額するものであります。交通安全施設整備事業では、社会資本整備総合交付金の減額に伴いまして、道路照明灯点検業務委託料を減額するものであります。

18ページを御覧いただきたいと思います。

都市計画費におきましては、都市計画総務一般事業で、後ほど説明をいたします、住宅管理一般事業の歳出予算の減額に伴いまして、住宅管理一般事業に特定財源として充当されていた町営住宅使用料を振替充当することによる財源更正をするものであります。幸田駅前土地区画整理事業特別会計繰出事業では、特別会計の事業費見込みによる調整のため、繰出金を減額するものであります。

住宅費におきましては、住宅管理一般事業で、申請件数が当初見込みより少なかったことにより、耐震改修関連補助金を減額するものであります。

次に、55款教育費につきましては、小学校費におきまして、小学校管理一般事業で、空調設備設置に係る工事監理業務委託料と工事費をそれぞれ新規計上するものであります。また、中学校費におきましても同様に、中学校管理一般事業で、空調設備設置に係る工事監理業務委託料と工事費をそれぞれ新規計上するものであります。

20ページを御覧いただきたいと思います。

70款の諸支出金につきましては、財政調整基金積立金を追加し、収支全体の調整をするものであります。

以上が、第20号議案 平成30年度幸田町一般会計補正予算（第4号）の概要であります。

続きまして、特別会計につきまして、説明をさせていただきます。

第21号議案 平成30年度幸田町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてであります。

補正予算書23ページをお開きいただきたいと思います。また、議案関係資料につきましては、58ページと64ページから65ページでありますので、あわせて御参照いただきたいと思います。

第1条「歳入歳出予算の補正」につきましては、歳入歳出それぞれ1億6,040万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ33億7,285万1,000円とするものであります。

まず、歳入の補正の内容につきまして、説明をさせていただきます。

補正予算説明書30ページを御覧いただきたいと思います。

県支出金につきましては、国民健康保険事業における給付費等の確定により保険給付費等交付金を減額するものであります。

繰入金につきましては、県の特別調整交付金の確定により事務費繰入金や福祉医療波及分等を減額するものであります。

諸収入につきましては、一般被保険者第三者納付金の確定により追加するものでございます。

続きまして、歳出の補正内容について説明をさせていただきます。

32ページを御覧いただきたいと思います。

総務費につきましては、特別調整交付金の交付を受け財源更正をするものであります。保険給付費につきましては、給付費等の確定見込みにより減額をするものであります。国民健康保険事業費納付金につきましては、納付金の本算定額の確定に伴い医療給付

費分を減額するものでございます。

34ページを御覧いただきたいと思います。

同じく、後期高齢者支援金等分、介護給付金分につきましても、それぞれ減額するものであります。

特定健康診査等事業費につきましては、受診対象者数の減により減額するものであります。

保健事業費につきましては、特別調整交付金の充当額が明確になったことから財源更正するものであります。

基金積立金につきましては、歳入歳出の予算全体の調整を行うものであります。

以上が、第21号議案 平成30年度幸田町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の概要であります。

次に、第22号議案 平成30年度幸田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてであります。

補正予算書の39ページをお開きいただきたいと思います。また、議案関係資料につきましては、58ページから66ページでありますので、あわせて御参照いただきたいと思います。

第1条「歳入歳出予算の補正」につきましては、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ250万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億1,184万4,000円とするものであります。

まず、歳入の補正内容につきまして、説明をさせていただきます。

補正予算説明書の46ページを御覧いただきたいと思います。

後期高齢者医療保険料を追加するものでございます。

続きまして、歳出の補正の内容につきまして説明をさせていただきます。

48ページを御覧いただきたいと思います。

後期高齢者医療広域連合納付金につきまして、歳入の保険料の増額分を追加するものであります。

以上が、第22号議案 平成30年度幸田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の概要であります。

次に、第23号議案 平成30年度幸田町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてであります。

補正予算書51ページをお開きいただきたいと思います。また、議案関係資料につきましては、58ページと67ページから68ページでありますので、あわせて御参照いただきたいと思います。

第1条「歳入歳出予算の補正」であります。歳入歳出それぞれ6,615万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ19億5,305万9,000円とするものであります。

まず、歳入の補正の内容につきまして、説明をさせていただきます。

補正予算説明書の58ページからを御覧いただきたいと思います。

介護保険料につきましては、被保険者の増加により追加をするものであります。

国庫支出金につきましては、歳出事業費の増減を見込み、介護給付費負担金を追加し、地域支援事業交付金を減額、新たな交付金の創設により保険者機能強化推進交付金を新規計上するものであります。

支払基金交付金につきましては、歳出事業費の増額により介護給付費支払基金交付金を追加するものであります。

県支出金につきましても、歳出事業費の増減を見込み、介護給付費負担金を追加、地域支援事業交付金を減額するものであります。

60ページを御覧いただきたいと思います。

繰入金につきましては、介護給付費繰入金を追加、地域支援事業繰入金を減額し、調整を図るものであります。

続きまして、歳出の補正の内容につきまして説明をさせていただきます。

62ページからを御覧いただきたいと思います。

保険給付費につきましては、サービス利用者状況等から、介護サービス等諸費を追加、介護予防サービス等諸費を減額するものであります。

地域支援事業費につきましては、介護予防・生活支援サービス事業費の財源に保険者機能強化推進交付金による財源更正を行い、包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費を減額するものであります。

以上が、第23号議案 平成30年度幸田町介護保険特別会計補正予算（第3号）の概要であります。

次に、第24号議案 平成30年度幸田町幸田駅前土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。

補正予算書の65ページをお開きいただきたいと思います。また、議案関係資料につきましては、58ページと69ページ、70ページでありますので、あわせて御参照いただきたいと思います。

第1条「歳入歳出予算の補正」につきましては、歳入歳出それぞれ4,723万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億7,653万9,000円とするものであります。

第2条「地方債の補正」につきましては、68ページを御覧いただきたいと思います。

第2表地方債補正のとおり、幸田駅前土地区画整理事業の起債の限度額を480万円に減額するものであります。

まず、歳入の補正の内容につきまして、説明をさせていただきます。

補正予算説明書の72ページを御覧いただきたいと思います。

国庫支出金及び町債につきましては、当初予算計上した国の補助金が平成29年度追加交付されたための減額と対象事業費の確定により、減額をするものであります。

県支出金につきましては、対象事業費の確定により、追加をするものであります。

繰入金につきましては、一般会計繰入金を減額し、収支全体を調整するものであります。

続きまして、歳出の補正の内容につきまして、説明をさせていただきます。

74ページを御覧いただきたいと思います。

土地区画整理費におきまして、当初予算計上した国の補助金が平成29年度追加交付されたための減額と対象事業費の確定により、委託料、工事請負費を減額し、負担金におきましては、対象箇所の確定により建設的負担金を減額するものであります。

以上が、第24号議案 平成30年度幸田町幸田駅前土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）の概要でございます。

以上、第20号議案から第24号議案までの5件の補正予算につきまして、提案の理由の説明をさせていただきました。

慎重に御審議の上、御可決賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

〔町長 成瀬 敦君 降壇〕

○議長（杉浦あきら君） 提案理由の説明は終わりました。

ここで、途中でありますが、10分間の休憩といたします。

休憩 午前10時58分

再開 午前11時08分

○議長（杉浦あきら君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより質疑を行います。

質疑の方法は、会議規則第55条及び第56条の規定により、1議題につき15分以内とし、質疑の回数制限は行いませんので、よろしくお願いいたします。

理事者の答弁時間の制限はありませんが、議員の発言時間の制限に鑑み、簡明なる答弁をお願いいたします。

始めに、第20号議案 平成30年度幸田町一般会計補正予算（第4号）の質疑を許します。

13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 小中学校の空調設備についてお伺いをいたします。

小中学校合わせて5億1,350万円ですが、繰越明許ということになっておりますけれども、この工事のスケジュールについて、まずお伺いしたいと思います。

○議長（杉浦あきら君） 教育部長。

○教育部長（志賀光浩君） この工事のスケジュールでございますが、今年3月中に実施設計を完了いたしまして、4月に入札、仮契約、6月定例会におきまして工事請負契約の議決をいただき、前々から申し上げておりますように、12月中に完了をするという予定でございます。

○議長（杉浦あきら君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 3月いっぱい設計が完了をするということで、今年の12月までということですが、学校はずっと授業をしているわけでありまして、こうしたスケジュールの中で例えばそれぞれやっていくかというふうに思うんですけれども、やはり低学年におきましては、こうした暑さの中で体力がもつかという保護者の心配がございますが、これを低学年だけでも早急に夏の暑さに対応できるようなスケジュールにできないかということですが、その辺のところはそれぞれ工事を一個ずつ対応していくのか。それとも、一気に休み期間中にやっていくのかどうなのか、その兼ね

合いをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（杉浦あきら君） 教育部長。

○教育部長（志賀光浩君） 丸山議員がおっしゃる体力のない低学年だけでも先にとのお気持ち、私どもも十分そういう気持ちについては理解できるわけではございますけれども、低学年だけ先にとという施行については、工事の効率から、結局小学校だと6校ございます。6校の低学年を先にとということになりますと、小学校全体の工事が終わってないうちに低学年だけやって6校を渡っていくということで、工事の効率としてはまことに悪いということで、現実問題として低学年だけ先にとというやり方は無理であろうというふうに考えております。それから、この工事については、小中学校の場合、工事で学校生活に支障がないようにということで、7月から8月にかけての夏休みで突貫でその休みの間に終えてという工事が多々あるわけですが、今回については夏休みになるべく突っ込んでやるということではございますけれども、夏休みプラス2学期以降年末にかけてということになるかと思えます。

○議長（杉浦あきら君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 夏休みとあわせて2学期以降も工事をやっていくということになりますと、これがやはり授業への差しさわりのものも出てくるかというふうに思いますが、その辺のところはどのようにしていくのかということと、あわせてこうした設備工事における町内業者への対策と。こういうものについては、いろいろ一括でやるか、それとも分割でやるかということでございますが、そのように町内業者への対策というのは考えているのか、いないのか、その点についてもお尋ねしたいと思います。

○議長（杉浦あきら君） 教育部長。

○教育部長（志賀光浩君） 御心配の2学期に入ってからという場合の授業への差しさわりの御心配をいただきました。差しさわりのあるかないかといえば、ないということはないかと思えます。いかに差しさわりを抑えながら工夫してやっていくかということで、その点については既に校長会のほうでも、本年度空調の設置をしていきたいということで、夏休み中だけでは終わらないということで2学期に入ってからでも工事があるということで、迷惑をかけることもあるけれども御協力をいただきたいと思いますということでお願いをしているところでございます。

また、町内の業者については、一応発注については分割ではなく一本で考えております。となると町内の業者ということではなくて、町内の諸義務の業者については下請で入っていただくような御配慮をお願いしていくことになるかと思えます。

○議長（杉浦あきら君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） この空調設備につきましては、幸田町のみならずほかの自治体でも集中していくというふうに思うわけですね。そういう場合、例えばこうした空調設備が不足をする自体、こういうことも懸念するわけではございますけれども、その辺は十分見込みとしては教育委員会として立てて、年内の12月完了ということが出来るかということではございますが、その辺のところは見込みとしてはどうでしょうか。

○議長（杉浦あきら君） 教育部長。

○教育部長（志賀光浩君） 見込みについては、設計を今している段階で、設計業者とは相

談をしているわけですが、さいぜんから御心配いただいているように、他の市町だとか一般も含めて夏に向けてということで発注が今集中している中で、多少なりとも後ろへずれた形での発注ということで、結果的にはそれによって多少なりとも環境がよくなるのではないかというような状況は聞いております。

○議長（杉浦あきら君） 13番、丸山君の質疑は終わりました。

ほかにありませんか。

10番、大嶽君。

○10番（大嶽 弘君） 歳出の土木費、25目の道路新設改良事業1億2,400万円の減ということでありますが、先ほどの説明で町長のほうから、社会資本整備総合交付金の減額によって事業を縮小をしたと、こういう説明でありましたが、個別の縮小した事業の明細とそれから今後の展望、計画が見えておりましたら、最初にそれをお願いします。

○議長（杉浦あきら君） 答弁願います。

建設部長。

○建設部長（羽根渕闘志君） 道路新設改良費におきまして、特に減額の大きかったものは町道芦谷1号線の芦谷信号から南へ用地並びに物件保障2件を実施したいと、事業費1億円、交付金額5,500万円を要望しましたが、これに係る交付内示は0円でありました。また、町道長嶺1号線ほかの舗装も傷みが激しかったため、舗装改修工事に事業費4,000万円、交付金額2,200万円を要望しましたが、交付内示は1,605万6,000円でありました。このような状況を受け、国の交付金対応が減じられた、または得られなかった部分につきましては、事業実施をその分見送ったものであります。いずれの事業も社会基盤整備、町民生活に直接影響する重要な路線ばかりでありますので、今後も引き続き交付金要望を続け、事業趣旨を理解していただきまして国交付金を受け、事業実施をしていきたいと考えております。

○議長（杉浦あきら君） 10番、大嶽君。

○10番（大嶽 弘君） わかるかどうかわかりませんが、こういう国の当初予定していたものが途中でやめたということについては、どういうふうな経緯とかそういう説明等は町に対してあるのでしょうか。

○議長（杉浦あきら君） 建設部長。

○建設部長（羽根渕闘志君） 交付金額の要望に対し、8割程度の内示を受けられた事業もございます。この状況を見ますと、国の交付金のパッケージグループ分けで、安全で快適な生活道の整備とか防災安全、個別施設計画に基づく橋梁、トンネル、大型構造物、こういった区分があるわけですが、それぞれの交付金パッケージごとに事業ごとの精査がなされ交付額が決定されているものと思われま。

○議長（杉浦あきら君） 10番、大嶽君。

○10番（大嶽 弘君） ちょっと話が飛んでいきますが、いろいろ福祉関係の事業費がどんどん重なってまいります、こういう都市基盤整備資金について全体に縮小傾向とか、一生懸命で頑張っているところ、頑張っていないところ、いろいろあるわけですが、幸田町としての道路行政、基盤整備関係についてどのような努力目標を持っておられるのか。個人的私見でも結構でございますが、部長の意見をお願いします。

○議長（杉浦あきら君） 建設部長。

○建設部長（羽根渕闘志君） 例えば、町民生活に直系します舗装の改修等、これにつきましては道路の性状調査を行い、必要な路線に対し集中的に予算を配分するように考えております。その他の新設道路改良につきましても、必要性並びに事業の実施可能性を総合的に勘案し、優先順位を付し事業対応をしております。ただ、いずれの事業もできますれば国・県の補助金を充当し、町の負担を軽減して進めてまいりたいと考えておりますので、そのような補助金の状況も勘案しながら進めてまいることになります。

○議長（杉浦あきら君） 10番、大嶽君の質疑は終わりました。
ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉浦あきら君） 以上で、第20号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第21号議案 平成30年度幸田町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の質疑を許します。

13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 歳入でお伺いをいたします。県支出金の中で県の繰入金2号分ということで1,300万歳入として受けておられるわけですが、この繰入金の内容についてお尋ねしたいと思います。

○議長（杉浦あきら君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藪田芳秀君） 県繰入金ということでございまして、保険給付に關しまして特別交付金といたしまして、県のほうが算定いただくものであるということでございます。特に2号というものに関しましては、県が運用の実績に応じまして、それぞれ県が個々の市町村に割り振って算定をいただくものであるというものでございまして、新たに今回は特別交付金としていただく内容のものであるということでございます。

○議長（杉浦あきら君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） ですから、新規に新しく受けているわけですが、この県が新たに特別調整交付金として市町村に対して繰り入れをした理由でございまして、それと同時に、この1,333万6,000円の算定方法、これについてもお尋ねしたいと思います。

○議長（杉浦あきら君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藪田芳秀君） 特別交付金におきましては、当初は1,000円計上しておりましたものにつきまして、町が実施しておりますそれぞれレセプトの点検ですとか、収納率の確保向上、医療費の通知ですとか、特定健診の受診率、こういったような国保運用上のさまざまな指針におきまして、それぞれ取り組みの度合いを県の中で集約いたしまして、それをその実績を応分いたしまして各市町村に配分するというような内容のものになってきているということでございます。ということで、これは確かに県の単位化によりまして新たにこの制度に基づきまして、これは出てきたものであるというものでございます。

○議長（杉浦あきら君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） そうしますと、例えばこれが県単位化に基づいて市町村の取り組

みいかんによっては、この交付金が増えたり減らされたりというようなものであるということに理解してよろしいかということですが、それについてはいかがでしょうかということと、それから、これが幸田町の例えば一般会計からの繰り入れにも影響をしてくるということにもつながるわけですが、御承知のように、愛知県ではこうした特別調整交付金、これが減らされておりまして、県の補助もなくなってきております。そういう中で県単位化に伴って、市町村の成績に応じて配分をされるよという、そういう内容であるかというふうに今の説明を聞いて理解をしたわけですが、やはりこうした県の支出金、補助金がなかなか内容としてわからないということであれば、これは予算編成にも影響をしてくるということですが、幸田町として、例えば成績に応じて配分をされるならば、この配分率というのがあるかというふうに思います。この配分率は県下の中でどれぐらいなのか、計算をされたかお尋ねしたいと思います。

次に、歳出ですが、説明の中で国保の財政調整基金の積立金残高について説明がありましたが、これについてちょっと聞き漏らしたところがございますので、もう一度この残高が幾らになるのかお尋ねしたいと思います。

○議長（杉浦あきら君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藪田芳秀君） まず、特別交付金というこの制度につきましては、先ほども御説明させていただきましたように、医療保険者が取り組んでおりますさまざまな点検項目ですね。これにつきましては実績に応じて、これは確かに算定されてくるものであるということですが、ですが、特特徴というような関係で、これまでも努力に対して、県から配付してきていただいていたこういった制度があったかというふうに思っておりますので、今後も保険者が取り組みました努力項目に応じましての配分というものはあるというふうに思っているところでございます。また、一般会計からの繰入金がこの交付金の算定に対して影響するののかということについては、現状においてはそういった科目については、具体的に項目に関しましての割り振りとかそういったものがあるというものではないというふうに思っているところでございます。また、配付率につきましては、これについては県から直接年度末に通知があるものであるということですので、今回のように新たに計上させていただくというような予算になってくるというものでございます。

それから、基金残高ですね。基金の残高は、年度末におきましては3億9,101万7,197円を見込んでいるところでございます。

○議長（杉浦あきら君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 県の繰入金の2号分については、ちょっとよく説明が私は理解できなかったわけですが、年度末に最終的には県から一方的に幾らだよというような指示があるだけで、この市町村の全体の成績率といいますか、配分率、算定率がどれぐらいになるのかということとは知らされないで通知があるだけということなんでしょうか。

○議長（杉浦あきら君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藪田芳秀君） 繰入金2号というものにつきましては、一部県内の市町村が算定しております保険料の激変緩和にも使われていくものではあるわけでありませ

れども、案分率というものについては県のほうから事前に知らされるというようなものではないということで、それぞれ額の通知があるというようなものであるということでございます。

○議長（杉浦あきら君） 13番、丸山君の質疑は終わりました。
ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉浦あきら君） 以上で、第21号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第22号議案 平成30年度幸田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の質疑を許します。
ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉浦あきら君） 以上で、第22号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第23号議案 平成30年度幸田町介護保険特別会計補正予算（第3号）の質疑を許します。

13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 被保険者の増加で特別徴収の保険料を追加されておりますが、現在、年度末において被保険者数は何人になっているのかお尋ねしたいと思います。

次に、新たに創設された保険者機能強化推進交付金、これについて説明がいただきたいと思えます。

○議長（杉浦あきら君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藪田芳秀君） 済みません、ちょっと今介護保険の被保険者数ということですが、今被保険者数の数がちょっと明確なものが手元にはないので、後ほどお伝えさせていただきます。

あと、被保険者機能強化推進交付金というものでございますけれども、これにつきましては、平成30年度から、これも介護保険の保険者といたしまして、これも先ほどの国保と同じように介護保険事業を運営をいたしまして、さまざまな事業ですとか、事業の効率化ですとか、あるいは保険料の収納の向上ですとか、そういった運営努力を行うことに対しまして、これもやはり県が配分して今年度からこれは支給するというような交付金というものでございます。これが今年度始めて出てくるものでありますので、今回の補正予算におきまして、その交付金を受けたものに対しましてそれぞれ歳出予算に充当させていただくよう計上させていただくものでございます。

○議長（杉浦あきら君） 13番、丸山君の質疑は終わりました。
ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉浦あきら君） 以上で、第23号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第24号議案 平成30年度幸田町幸田駅前土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）の質疑を許します。
ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉浦あきら君） 以上で、第24号議案の質疑を打ち切ります。

これをもって質疑を終結します。

ここで、委員会付託の省略についてお諮りします。

ただいま議題となっております議案を会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思えます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多数）

○議長（杉浦あきら君） 御異議なしと認めます。

よって、ただいま議題となっております議案は委員会への付託を省略することに決定しました。

これより、上程議案5件について討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

反対討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉浦あきら君） 反対討論なしと認め、反対討論を打ち切ります。

次に、原案賛成の方の発言を許します。

賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉浦あきら君） 賛成討論なしと認め、賛成討論を打ち切ります。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

採決の方法は、起立により行います。

始めに、第20号議案 平成30年度幸田町一般会計補正予算（第4号）を原案どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（杉浦あきら君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第20号議案は、原案どおり可決されました。

次に、第21号議案 平成30年度幸田町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を原案どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（杉浦あきら君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第21号議案は、原案どおり可決されました。

次に、第22号議案 平成30年度幸田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を原案どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（杉浦あきら君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第22号議案は、原案どおり可決されました。

次に、第23号議案 平成30年度幸田町介護保険特別会計補正予算（第3号）を原案どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（杉浦あきら君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第23号議案は、原案どおり可決されました。

次に、第24号議案 平成30年度幸田町幸田駅前土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）を原案どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（杉浦あきら君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第24号議案は、原案どおり可決されました。

ここで、途中でありますが、昼食のため休憩といたします。午後は、1時より会議を開きます。

休憩 午前11時39分

再開 午後 1時00分

○議長（杉浦あきら君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ここで、健康福祉部長からの発言の申し出がありましたので、発言を許します。

健康福祉部長。

〔健康福祉部長 藪田芳秀君 登壇〕

○健康福祉部長（藪田芳秀君） 午前中の質疑の中で丸山委員から御質問をいただきました、本町におきます65歳以上の人口ということで回答をさせていただきます。本年1月末現在におきまして、65歳以上の人口は8,721名ということでございます。ちなみに昨年の同時期におきましては8,526名ということで、この1年間で195人の65歳以上の人口は増加しているということでございます。

〔健康福祉部長 藪田芳秀君 降壇〕

日程第7

○議長（杉浦あきら君） 日程第7、第4号議案から第19号議案までの16件と、第25号議案から第33号議案までの9件を一括議題といたします。

朗読は省略し、理事者に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 成瀬 敦君 登壇〕

○町長（成瀬 敦君） それでは、単行議案、第4号議案から第19号議案までの16件につきまして、提案理由の説明をさせていただきます。

議案書7ページをお開きいただきたいと思います。

第4号議案 幸田町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてであります。

議案関係資料は、10ページから11ページでありますので、あわせて御覧いただきたいと思ひます。

提案の理由といたしましては、長時間労働の是正に係る措置を講ずることに伴い、必要があるからであります。

改正の概要につきましては、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律が昨年7月に公布され、民間労働法制及び国家公務員における措置を踏まえ、長時間労働の是正に係る措置として、時間外勤務及び休日勤務の上限等について規則で定めることとするものであります。

施行期日につきましては、平成31年4月1日であります。

続きまして、議案書9ページをお開きいただきたいと思ひます。

第5号議案 幸田町職員の自己啓発等休業に関する条例の一部改正についてであります。

議案関係資料は、12ページから13ページでありますので、あわせて御覧いただきたいと思ひます。

提案の理由といたしましては、学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴い、必要があるからであります。改正の概要につきましては、本年4月から専門職大学制度が創設されることに伴い、幸田町職員が自己啓発等のために休業することを承認できる教育施設に加えられるようにするもので、それに伴う引用条項の整理と字句の整理を行うものであります。

施行期日は、平成31年4月1日であります。

続きまして、議案書の11ページをお開きいただきたいと思ひます。

第6号議案 愛知県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び愛知県市町村職員退職手当組合規約の変更についてであります。

議案関係資料は、14ページから15ページでありますので、あわせて御覧いただきたいと思ひます。

提案の理由といたしましては、常滑武豊衛生組合及び日東衛生組合が、平成31年3月31日をもって、愛知県市町村職員退職手当組合から脱退することに伴い、愛知県市町村職員退職手当組合規約を変更することについて協議するため、必要があるからであります。

規約の変更の概要につきましては、常滑武豊衛生組合が退職手当の対象となる職員がおらず、今後も採用予定がないということ、そして、日東衛生組合が平成31年3月31日をもって解散するということ、これらを理由に、愛知県市町村職員退職手当組合から脱退するために、愛知県市町村職員退職手当組合規約から、この2団体を削るものであります。

なお、今回の脱退によりまして、本組合の加入団体は、51団体から49団体に減少することとなります。

施行期日は、平成31年4月1日であります。

また、変更後の愛知県市町村職員退職手当組合規約別表第2の規定は、平成31年4月1日以後、最初にその期日が告示される議員の一般選挙から適用するものであります。

続きまして、議案書の13ページをお開きいただきたいと思います。

第7号議案 幸田町消防団条例の一部改正についてであります。

議案関係資料は、16ページから18ページでありますので、あわせて御覧いただきたいと思います。

提案の理由といたしましては、消防団員に支給する費用弁償の見直しに伴い、必要があるからであります。

改正の概要につきましては、消防団員に支給する給付は報酬、費用弁償であることを明確にし「区分」の整備手当を機械器具整備に、特別訓練手当を訓練に名称を改め、1回につき、それぞれ950円、3,500円を支給し、新たに出動1回につき4時間以下、4時間を超える場合に分け、それぞれ3,500円、7,000円の費用弁償を支給するものであります。

施行期日は、平成31年4月1日であります。

続きまして、議案書15ページをお開きいただきたいと思います。

第8号議案 幸田町火災予防条例の一部改正についてであります。

議案関係資料は、19ページから20ページでありますので、あわせて御覧いただきたいと思います。

提案の理由といたしましては、違反對象物に係る公表制度の実施に伴い、必要があるからであります。

改正の概要につきましては、飲食店、物品販売店、病院等で不特定多数の者が出入りする防火対象物で、消防法の規定により設置が義務づけられている消防用設備等が未設置のものについて、消防長は、その旨を公表することができるとするものであります。

施行期日は、平成32年4月1日であります。

続きまして、議案書の17ページをお開きいただきたいと思います。

第9号議案 幸田町国民健康保険税条例の一部改正についてであります。

議案関係資料は、21ページから23ページでありますので、あわせて御覧いただきたいと思います。

提案の理由につきましては、国民健康保険税の減免の見直しに伴い、必要があるからであります。

改正の概要につきましては、国民健康保険税の減免について、就学援助を受けている被保険者を含む世帯及び児童扶養手当の支給を受けている被保険者を含む世帯を減免することができることとし、固定資産税額（土地及び家屋）の減免を受けたときに係る減免については廃止とするものであります。

施行期日は、平成31年4月1日であります。

続きまして、議案書の19ページをお開きいただきたいと思います。

第10号議案 幸田町母子家庭等医療費の支給に関する条例の一部改正についてであります。

議案関係資料は、24ページから25ページでありますので、あわせて御覧いただきたいと思います。

提案の理由につきましては、支給制限に係る対象所得の見直しに伴い、必要があるか

らであります。

改正の概要につきましては、母子家庭等の母等に係る支給制限について、その判定の対象とする所得を「1月から7月までの間は前々年」を「1月から10月までの間は前々年」とし、「8月から12月までの間は前年」を「11月及び12月は前年」とするものであります。

施行期日は、平成31年4月1日であります。

続きまして、議案書の21ページをお開きいただきたいと思ひます。

第11号議案 幸田町指定地域密着型サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正についてであります。

議案関係資料は、26ページから31ページでありますので、あわせて御覧いただきたいと思ひます。

提案の理由といたしましては、地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の施行等に伴い、必要があるからであります。

改正の概要につきましては、障害福祉サービスを利用する障害者が65歳に到達し、介護保険サービスを利用する場合になっても、継続して同じ事業所に通うことができるようにする「共生型サービス」が創設されたことに伴い、本町で事業者が共生型地域密着型サービス事業を開始できるように基準を定めるものであります。

施行期日は、平成31年4月1日であります。

続きまして、議案書25ページをお開きいただきたいと思ひます。

第12号議案 幸田町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正についてであります。

議案関係資料は、32ページから33ページでありますので、あわせて御覧いただきたいと思ひます。

提案の理由といたしましては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部改正に伴い、必要があるからであります。

改正の概要につきましては、幸田町廃棄物の処理及び清掃に関する条例第13条におきまして、一般廃棄物処理施設に配置しなければならない技術管理者の資格要件に、学校教育法の一部改正により、平成31年4月1日から制度化される専門職大学の前期課程を修了した者を追加するものであります。

施行期日は、平成31年4月1日であります。

続きまして、議案書の27ページをお開きいただきたいと思ひます。

第13号議案 幸田町水道事業布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部改正についてであります。

議案関係資料は、34ページから36ページでありますので、あわせて御覧いただきたいと思ひます。

提案の理由といたしましては、学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令、学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整理等に関する省令及び水道法施行規則の一部を改正する省令の施行に伴い、必要があるからであります。

改正の概要につきましては、布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件について整理するもので、布設工事監督者または水道技術管理者が有すべき資格のうち、短期大学卒業者と同等の者として、専門職大学の前期課程修了者を加えるものであります。

また、布設工事監督者が有すべき資格のうち、技術士第二次試験の選択科目について、「水道環境」を「上水道及び工業用水道」に統合するとの改正を行うものであります。

施行期日は、平成31年4月1日であります。

続きまして、議案書の29ページをお開きいただきたいと思います。

第14号議案 幸田町法定外公共用物の管理に関する条例の一部改正についてであります。

議案関係資料は、37ページから39ページでありますので、あわせて御覧いただきたいと思います。

提案の理由といたしましては、法定外公共用物の占用料の見直しに伴い、必要があるからであります。

改正の概要につきましては、道路法及び河川法が適用または準用されない道水路等は法定外公共用物として、その管理のための条例を平成8年に定めて幸田町が管理しているわけですが、幸田町道路占用料条例との均衡を図るため、幸田町法定外公共用物の管理に関する条例第10条の別表第1に掲げる占用料について一部改正するものであります。

施行期日は、平成31年7月1日であります。

経過措置といたしまして、施行の日以降に法定外公共用物の占用料等の許可を受けた占用物件及びこれに係る占用料について適用することとし、それ以前に許可を受けたものについては、なお従前の例とするものであります。

続きまして、議案書の33ページをお開きいただきたいと思います。

第15号議案 幸田町道路占用料条例の一部改正についてであります。

議案関係資料は、40ページから45ページでありますので、あわせて御覧いただきたいと思います。

提案の理由といたしましては、道路占用料の見直しに伴い、必要があるからであります。

改正の概要につきましては、愛知県道路占用料条例が改正され、この県条例との均衡を図るため、第2条の別表に掲げる占用料について一部改正をするものであります。

また、そのほか引用条項の整理を行うものであります。

施行期日は、平成31年7月1日であります。

経過措置といたしまして、施行の日以降に占用等の許可を受けた占用物及びこれに係る占用料について適用することとし、それ以前に許可を受けたものについては、なお従前の例によるものとするものであります。

続きまして、議案書の39ページをお開きいただきたいと思います。

第16号議案 幸田町と蒲郡市との間における幸田町公共下水道事業の事務委託に関する規約の変更の協議についてであります。

議案関係資料につきましては、46ページから47ページでありますので、あわせて御覧いただきたいと思います。

提案の理由といたしましては、蒲郡市下水道事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴い、幸田町と蒲郡市との間における幸田町公共下水道事業の事務委託に関する規約を変更することについて協議する必要があるからであります。

本規約は幸田町と蒲郡市との間で締結されており、その規約変更につきましては、各市町の議会の議決を必要とします。

規約の変更の概要につきましては、幸田町公共下水道事業南部処理分区の区域から蒲郡市行政区域内に排除された下水を蒲郡市の下水処理施設で処理するための施設建設に関する事務及び下水処理に関する事務に要する経費の支払方法を、現行の「年度内に概算払を行い、翌年度に精算する方法」から「年度終了後に確定払を行う方法」への変更、及び委託事務の管理及び執行の根拠規程に「蒲郡市下水道事業の設置等に関する条例」を加えるなどの変更であります。

なお、議決後、蒲郡市と協議を行い、変更後の規約を告示し、愛知県に届出する予定であります。

施行期日は、平成31年4月1日であります。

続きまして、議案書の41ページをお開きいただきたいと思います。

第17号議案 字の区域の変更についてであります。

議案関係資料は、48ページから50ページでありますので、あわせて御覧いただきたいと思います。

提案の理由といたしましては、幸田六栗土地区画整理事業の施行に伴い、字の区域を変更する必要があるからであります。

本件につきましては、平成30年12月27日付で幸田六栗土地区画整理組合理事長名にて、土地区画整理事業に係る換地処分を行うに当たり、変更調書を始めとする関係資料を付して依頼がありましたので、地方自治法第260条第1項の規定に基づき、幸田六栗土地区画整理事業の換地処分の公告があった日の翌日から、本町内の別図第1に示す区域において、字の区域を別図第2のとおり変更するものであります。

42ページから43ページを御覧いただきたいと思います。

字の区域の変更調書であります。地区名は、六栗地区であります。字の区域の変更の内訳については、大字六栗字川添、大字六栗字蔵前、大字六栗字竹ノ下、大字六栗字本郷、以上、変更となる4つの小字の土地とその区域に編入する従前の字名、地番等を表示させていただいております。

44ページを御覧いただきたいと思います。

別図第1であります。これは字の区域の変更をする区域と従前の字界、字名を表示した図面であり、45ページにつきましては、別図第2であります。これは区画整理事業の換地後の字界、字名を表示した図面であります。

今回の変更の概要といたしましては、六栗土地区画整理事業に伴い、字界を区画整理後の道路、水路によって定めるというものであります。

続きまして、議案書の47ページをお開きいただきたいと思います。

第18号議案 工事の請負契約についてであります。

議案関係資料は、51ページから55ページでありますのであわせて御覧いただきたいと思ひます。

工事の請負契約を締結するため、幸田町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき議会の議決を求めらるるものであります。

提案の理由といたしましては、幸田町学校給食センター増築工事の施行に伴い、必要があるからであります。

議案書の48ページを御覧いただきたいと思ひます。

工事名は、幸田町学校給食センター増築工事で、工事場所は、幸田町大字菱池字桜塚地内であります。工事の概要は、鉄骨造平屋建て延床面積135.27平方メートル、既設建物改修工一式、外構整備工一式であります。契約金額は9,504万円であります。契約の方法は、10社による指名競争入札を1月30日に実施し、契約の相手方は、額田郡幸田町大字菱池字岩堀83の2 竹内建設株式会社 代表取締役竹内俊行であります。

続きまして、議案書49ページをお開きいただきたいと思ひます。

第19号議案 町道路線の認定についてであります。

議案関係資料は、56ページから57ページでありますので、あわせて御覧いただきたいと思ひます。町道路線を認定するため、「道路法」第8条第2項の規定に基づき、議決を求めらるるものであります。

提案の理由といたしましては、道路整備等に伴い、必要があるからであります。

認定の概要につきましては、民間住宅開発による道路整備に伴うものと道路改良工事によるもので、石ノ塔10号線を始め3路線であります。

内訳としましては、坂崎字石ノ塔地内における民間住宅開発による道路整備に伴う新規認定路線「石ノ塔10号線」「石ノ塔11号線」と、深溝字山脇地内における道路改良工事に伴う新規認定路線「山脇内池田1号線」であります。以上3路線に係る認定を行うものであります。

以上、第4号議案から第19号議案までの単行議案の提案理由の説明をさせていただきました。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

続きまして、第25号議案から第33号議案にわたっております、平成31年度幸田町会計別の当初予算の概要につきまして、一般会計から順次、説明をさせていただきます。

平成31年度予算書および説明書を御覧いただきたいと思ひます。

まず、第25号議案 平成31年度幸田町一般会計予算についてであります。

予算書および説明書の13ページをお開きいただきたいと思ひます。

第1条「歳入歳出予算」の総額につきましては、歳入歳出それぞれ164億6,000万円と定めるものであります。対前年度比106.1%で、9億4,000万円の増であります。

第2条「地方債」につきましては、18ページの第2表地方債のとおり、短期入所施設建築事業に4,800万円、県営たん水防除事業に4,700万円、道路改築事業に1

億2,300万円、橋梁改修事業に600万円、消防用自動車整備事業に2,400万円、豊坂小学校校舎増築事業に5,000万円、北部中学校整備事業に1億500万円、学校給食センター増築事業に5,000万円を予定しております。

13ページにお戻りいただきたいと思います。

第3条「一時借入金」の最高額は、10億円と定めるものであります。

第4条では、「歳出予算の流用」の取り扱いについて定め、記述のとおりお願いをするものでございます。

まず、歳入の款の総額につきましては、21ページを御参照いただきたいと思います。予算の内容につきましては、26ページからを御覧いただきたいと思います。

10款の町税であります。町税全体では対前年度比99.1%で84億4,710万円といたしました。

個人町民税は、納税義務者数の増加及び給与所得の伸びなどにより、対前年度比101.0%で、26億5,100万円とし、また法人町民税は、自動車関連企業の減益を見込み、対前年度比74.8%で、6億400万円といたしました。

固定資産税は、土地分につきましては、住宅特例による減少、家屋分につきましては、新築家屋の建設による増加、そして償却資産分につきましては、企業の設備投資の促進による増加を見込み、固定資産税の総額は、対前年度比102.3%で、45億4,100万円といたしました。

軽自動車税につきましては、燃費性能がすぐれている軽自動車の税率を新規取得した翌年度に限り軽減する特例措置が終了し、本来の税率に戻ることにによる増加、また環境性能割の創設により、対前年度比104.1%で、1億50万円といたしました。

28ページを御覧いただきたいと思います。

たばこ税につきましては、健康志向の高まりと、加熱式たばこへの移行により、対前年度比92.4%で、2億3,100万円といたしました。

入湯税につきましては、利用客が減少傾向にあるため、対前年度比86.7%で、260万円とし、都市計画税につきましては、新築家屋の増加により、対前年度比104.6%で、3億1,700万円といたしました。

次に、15款地方譲与税につきましては、森林環境譲与税が新たに創設されましたが、実績を踏まえ、対前年度650万円減の1億4,150万円といたしました。

30ページを御覧いただきたいと思います。

20款利子割交付金につきましては、利子割額の減少を見込み、対前年度240万円減の760万円とし、21款の配当割交付金につきましては、実績を踏まえ、前年度と同額の2,900万円といたしました。

22款株式等譲渡所得割交付金につきましては、実績を踏まえ、前年度と同額の2,600万円といたしました。

23款地方消費税交付金につきましては、交付対象となる平成31年11月納付分が、月末が休日のため翌年度の交付にずれ込むこととなり、本年度の交付額が11カ月分になることによる減少を見込み、対前年度1,000万円減の7億3,000万円といたしました。

25款ゴルフ場利用税交付金につきましては、課税利用者の減少により、対前年度100万円減の1,700万円といたしました。

30款の自動車取得税交付金につきましては、消費税の引き上げに伴い10月から廃止されることから、対前年度4,400万円減の3,900万円といたしました。

32ページを御覧いただきたいと思います。

31款の環境性能割交付金につきましては、自動車取得税の廃止にかわり、新たに創設されるものでありますが、導入当初の臨時的軽減措置を踏まえ、750万円といたしました。

33款地方特例交付金につきましては、環境性能割の臨時的軽減措置に伴う減収補填による増加を見込み、対前年度2,300万円増の7,100万円といたしました。

35款地方交付税につきましては、普通交付税及び特別交付税ともに不交付と見込み、科目維持といたしました。

40款交通安全対策特別交付金につきましては、実績を踏まえ、前年度と同額の500万円といたしました。

45款分担金及び負担金につきましては、保育料保護者負担金が主なものになりますが、対前年度80万7,000円増の2億4,264万3,000円といたしました。

34ページから37ページにわたります、50款の使用料及び手数料につきましては、一般廃棄物の収集及び処分に係る手数料の増などにより、対前年度806万8,000円増の2億5,614万円といたしました。

36ページから41ページにわたります、55款の国庫支出金につきましては、介護給付費に対する障害福祉サービス費等負担金2億544万円、認定こども園に対する施設型給付費負担金6,437万3,000円、児童手当負担金6億2,824万円、町道野場横落線の整備等に対する社会資本整備総合交付金1億7,304万4,000円などであり、総額では、対前年度7,543万4,000円増の13億6,823万2,000円といたしました。

40ページから47ページにわたります、60款の県支出金につきましては、子ども医療費補助金5,000万円、多面的機能支払交付金5,476万3,000円、道路橋梁改良費補助金1,250万円などであり、総額では、対前年度2,239万1,000円増の8億6,375万6,000円といたしました。

46ページを御覧いただきたいと思います。

65款の財産収入につきましては、基金利子、財産貸付収入などが主なもので、総額を893万5,000円といたしました。

48ページを御覧いただきたいと思います。

70款の寄附金につきましては、ふるさと寄附金が主なものでありまして、前年度と同額の15億1万8,000円といたしました。

75款の繰入金につきましては、それぞれの行政需要に対応するために、基金財源で補填することとしておりますが、全体の財源調整及び事業推進のために財政調整基金、教育施設整備基金、医療施設整備基金等からの繰り入れを行い、総額で、対前年度7億5,265万9,000円増の14億3,044万1,000円といたしました。

50ページを御覧いただきたいと思います。

80款の繰越金につきましては、前年度と同額の3億円とし、50ページから59ページにわたります、85款の諸収入につきましては、小中学校給食費等が主な収入でありまして、総額で、対前年度687万2,000円増の5億1,613万4,000円といたしました。

58ページの下段を御覧いただきたいと思います。

90款町債につきましては、先に説明しましたとおり、短期入所施設建築事業を始め8事業総額で、対前年度1億8,300万円増の4億5,300万円といたしました。

以上が、平成31年度幸田町一般会計当初予算の歳入の概要でございます。

一方、歳出の款の総額につきましては、22ページを御参照いただきたいと思います。その予算内容につきましては、60ページからとなっておりますが、性質別区分に基づき、説明をさせていただきますので、別冊となっております平成31年度当初予算概要の5ページ・6ページにあります、平成31年度一般会計予算款別・性質別一覧表を御覧いただきたいと思います。

入件費、扶助費、公債費で構成されております義務的経費につきましては、総額で、対前年度比97.8%の63億2,682万6,000円となっております。その主な要因といたしましては、扶助費は中学校の就学援助制度の拡充等により微増となりましたが、時間外勤務手当の削減等により人件費が減額となり、また平成20年度の減収補てん債の償還満了等により公債費が対前年度比84.3%の6億8,652万4,000円と大きく減額になったことによるものであります。

普通建設費等の投資的経費につきましては、総額で、対前年度比158.2%の25億4,746万4,000円と大きく増額となっております。普通建設費の主なものとしたしましては、ショートステイ（短期入所施設）建築工事、藤田医科大学岡崎医療センター整備支援負担金、道路新設改良事業（町道野場横落線他）、消防用自動車整備、豊坂小学校校舎増築工事、北部中学校校外用地整備、学校給食センター増築工事等であります。

物件費、維持補修費、補助費等などのその他の経費につきましては、総額で、対前年度比102.0%の75億5,571万円となっております。その主な要因といたしましては、積立金が、医療施設整備基金積立金の減により減額となりましたが、物件費では中学校のタブレットパソコン購入費、維持補修費では町民プール等の各種設備に係る維持補修費などが増額となったことによるものであります。なお、繰出金が大きく減額となり、かわって補助費等が増額、投資・出資金が皆増となっておりますのは、主な理由といたしましては、下水道事業特別会計を廃止し、企業会計である下水道事業会計に移行することに伴いまして、下水道事業会計予算の収入に合わせ、繰出金として支出していたものを補助金及び出資金に変更することによるものであります。

続きまして、第26号議案 平成31年度幸田町土地取得特別会計予算につきまして、予算書および説明書の157ページからを御覧いただきたいと思います。

第1条「歳入歳出予算」の総額につきましては、歳入歳出それぞれ、2,142万3,000円と定めるものであります。対前年度比100.1%、3万円の増であり、前年

度とほぼ同額であります。

続きまして、第27号議案 平成31年度幸田町国民健康保険特別会計予算につきましては、183ページからを御覧いただきたいと思いをします。

第1条「歳入歳出予算」の総額につきましては、歳入歳出それぞれ32億9,779万2,000円と定めるものであります。対前年度比96.2%、1億3,003万5,000円の減であります。減額の主な要因といたしましては、被保険者数の減少によるものであります。

続きまして、第28号議案 平成31年度幸田町後期高齢者医療特別会計予算につきましては、221ページからを御覧いただきたいと思いをします。

第1条「歳入歳出予算」の総額につきましては、歳入歳出それぞれ4億3,890万7,000円と定めるものであります。対前年度比107.2%、2,956万3,000円の増であります。増額の主な要因といたしましては、後期高齢者医療広域連合納付金の増加を見込んだことによるものであります。

続きまして、第29号議案 平成31年度幸田町介護保険特別会計予算につきましては、249ページからを御覧いただきたいと思いをします。

第1条「歳入歳出予算」の総額につきましては、歳入歳出それぞれ20億346万8,000円と定めるものであります。対前年度比108.1%、1億5,045万9,000円の増であります。増額の主な要因といたしましては、保険給付費及び地域支援事業費の増加を見込んだことによるものであります。

続きまして、第30号議案 平成31年度幸田町幸田駅前土地区画整理事業特別会計予算につきましては、293ページからを御覧いただきたいと思いをします。

第1条「歳入歳出予算」の総額につきましては、歳入歳出それぞれ3億1,087万1,000円と定めるものであります。対前年度比138.9%、8,710万2,000円の増であります。増額の主な要因といたしましては、都市計画道路の築造に伴う事業費の増加によるものであります。

第2条「地方債」につきましては、296ページの第2表地方債のとおり、幸田駅前土地区画整理事業において、4,030万円の起債を予定しております。

続きまして、第31号議案 平成31年度幸田町農業集落排水事業特別会計予算につきましては、325ページからを御覧いただきたいと思いをします。

第1条「歳入歳出予算」の総額につきましては、歳入歳出それぞれ3億6,558万3,000円と定めるものであります。対前年度比102.6%、939万3,000円の増であります。増額の主な要因といたしましては、処理場の維持管理費の増加によるものであります。

続きまして、第32号議案 平成31年度幸田町水道事業会計予算につきましては、説明をさせていただきます。

353ページを御覧いただきたいと思いをします。

収益的収入につきましては、8億5,191万5,000円を計上し、収益的支出につきましては、7億9,234万7,000円を計上し、収益的収支差引は、5,956万8,000円となっております。

次に資本的収入につきましては、1億1,474万7,000円を計上し、資本的支出につきましては、3億3,133万9,000円としております。これにつきましては、重要給水施設への配水管布設工事などを計上し、推進してまいります。

資本的収支における不足額の2億1,659万2,000円につきましては、損益勘定留保資金などで補填することとしております。

最後に、第33号議案 平成31年度幸田町下水道事業会計予算につきまして、説明をさせていただきます。

385ページを御覧いただきたいと思います。

収益的収入につきましては、7億558万2,000円を計上し、収益的支出につきましては、7億406万4,000円を計上し、収益的収支差引は、151万8,000円となっております。

次に資本的収入につきましては、3億8,927万7,000円を計上し、資本的支出につきましては、4億6,023万5,000円としております。これにつきましては、北部処理分区管路整備工事、流域下水道建設負担金、蒲郡市建設負担金などを計上しております。

資本的収支における不足額の7,095万8,000円につきましては、損益勘定留保資金などで補填することとしております。

以上、第25号議案から第33号議案までの平成31年度幸田町会計別当初予算の提案の理由を説明させていただきました。

本定例会に提案をさせていただきます、単行議案16件と、当初予算関係の9件を説明をさせていただきました。

慎重に御審議の上、全議案とも可決賜りますよう、どうぞよろしくお願い申し上げます。

〔町長 成瀬 敦君 降壇〕

○議長（杉浦あきら君） 提案理由の説明は終わりました。

質疑をされる方は、議案質疑通告書を本日午後5時までに事務局へ提出をお願いいたします。

以上をもって、本日の日程は終わりました。

本日は、これにて散会といたします。

次回は、3月6日、水曜日、午前9時から再開いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

ここで1点、御連絡を申し上げます。

議会広報特別委員会を、本日午後1時50分から第1委員会室で開催しますので、委員の方は御出席をお願いいたします。

以上であります。

ありがとうございました。

散会 午後 1時43分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

平成31年3月4日

議 長

議 員

議 員